

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税更正処分取消請求事件
国側当事者・国(中京税務署長)
平成25年11月27日棄却・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告の自平成18年4月1日至平成19年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税について、中京税務署長が平成22年5月26日になした更正処分のうち納付すべき消費税額27万2千560円を超える部分及び納付すべき地方消費税額6万8千140円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 原告の自平成19年4月1日至平成20年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税について、中京税務署長が平成22年5月26日になした更正処分のうち納付すべき消費税額35万0千140円を超える部分及び納付すべき地方消費税額8万7千530円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 原告の自平成20年4月1日至平成21年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税について、中京税務署長が平成22年5月26日になした更正処分のうち納付すべき消費税額28万5千780円を超える部分及び納付すべき地方消費税額7万1千440円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、弁護士会である原告が、原告の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの課税期間(以下「平成19年3月課税期間」という。)、同年4月1日から平成20年3月31日までの課税期間(以下「平成20年3月課税期間」という。)及び同年4月1日から平成21年3月31日までの課税期間(以下「平成21年3月課税期間」といい、平成19年3月課税期間及び平成20年3月課税期間と併せて「本件各課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)につき別表1-1、同1-2及び同1-3の各「確定申告」欄に記載のとおり「課税標準額」、「控除対象仕入税額」、「納付すべき消費税額」、「納付すべき地方消費税額」及び「納付すべき消費税等の額」の金額により確定申告(以下「本件各確定申告」という。)をしたところ、中京税務署長から、原告がそれに所属する弁護士(以下「弁護士会員」という。)等から收受した各種の負担金等の金銭は消費税の課税標準の基礎を成すものに当たるとして、本件各課税期間の消費税等につき、上記の各別表の「更正決定」欄に記載のとおり各更正の処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の各賦課決定の処分(以下「本件各賦

課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)を受けたことについて、本件各更正処分は課税の対象についての判断を誤っており違法であるとして、本件各更正処分のうち納付すべき消費税等の額を改めた部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め概要

別紙2「関係法令等の定め概要」に記載したとおりである(なお、同別紙において定める略称は、以下においても用いることとする。)

3 前提となる事実(証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当事者において争うことを明らかにしない事実である。3に述べる事実を、以下「前提事実」という。)

(1) 原告について

原告は、弁護士及び弁護士法人の品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として設立された京都地方裁判所の管轄区域を設立の基準となる区域とする弁護士会である。

(2) 法律相談センター等について

原告には、A弁護士会法律相談センター(以下「法律相談センター」という。)、A弁護士会刑事弁護・少年等付添センター(以下「刑弁センター」という。)、A弁護士会消費者・サラ金被害救済センター(以下「消費者・サラ金被害救済センター」という。))及びA弁護士会高齢者・障害者支援センター(以下「高齢者等支援センター」といい、これらを総称して「本件各センター」という。))が設置されており、いずれについても原告の会規である規程が制定されている。

また、いずれのセンターも、原告の会長がその統轄(法律相談センター、刑弁センター及び消費者・サラ金被害救済センター)又は総理(高齢者等支援センター)をするとともに(A弁護士会法律相談センター規程(昭和56年原告会規第10号。以下「相談センター規程」という。))3条1項、A弁護士会刑事弁護・少年等付添センター規程(平成8年原告会規第26号。「刑弁センター規程」という。))4条1項、A弁護士会消費者・サラ金被害救済センター規程(昭和63年原告会規第19号。以下「消費者・サラ金被害救済センター規程」という。))4条1項、A弁護士会高齢者・障害者支援センター規程3条1項(平成11年原告会規第29号。以下「支援センター規程」といい、これらを総称して「本件各規定」という。))、原告の特別委員会として上記各センターの運営委員会を設置し、上記各センターの運営を行わせている(A弁護士会会則(以下「会則」という。))63条(甲7ないし11、乙12、13、18、20、21)。

本件各センターに係る本件各規程の要旨は、それぞれ以下のとおりである。

ア 法律相談センター

(ア) 法律相談センターは、A市民のために迅速適正な法律相談、弁護士紹介等を行い、もって人権の擁護及び社会正義の実現に資することを目的としている(相談センター規程1条。以下、同規程の規定は条項のみを記載する。)

法律相談センターの主たる業務(以下「本件業務」といい、以下の順号①ないし④に応じて、「本件業務①」のようにいうことがある。)は、①法律相談所の開設及び運営、②地方公共団体等の委嘱による無料法律相談、③弁護士過疎地域における有料又は無料の法律相談活動、④訴訟事件その他の法律事務を受任する弁護士の紹介などである(2条)(甲

8、乙12)。

(イ) 相談センター規程(平成21年11月12日付けの改正前のもの。以下、(イ)に述べる規定について同じ。)には、以下の内容の規定がある(甲8、乙12)。

a 法律相談センターの運営

法律相談センターは、原告の会長がこれを統轄し(3条1項)、その運営は、原告の法律相談センター運営委員会が行う(同条2項)。

b 法律相談

(a) 法律相談センターは、毎年、原告の弁護士会員の希望を照会した上で、無料法律相談、弁護士過疎地法律相談等の業務を行う弁護士の名簿を作成し、これを法律相談センターに備え付け(4条1項及び2項)、これらの名簿に従い、各種法律相談の担当弁護士会員及び相談担当日を指定する(8条)。

なお、原告は、弁護士会員が後記dの報告や後記eの負担金の納付を怠った場合には、当該弁護士会員を上記名簿から抹消することができる(4条3項)。

(b) 法律相談担当弁護士会員は、相談者が事件受任の依頼又は弁護士会員紹介の申込みをした場合において、①会館外無料法律相談(弁護士過疎地法律相談を除く。)にあつては、相談者が原告へ法律相談担当弁護士会員に事件受任の依頼を希望する旨を通知したときは、自ら受任することができ(10条1項1号ただし書)、②原告が委託を受けて実施している法律相談のうち規程別表(一)で定める弁護士過疎地における法律相談、会館内法律相談や会館外に原告が設置した各法律相談センターでの相談にあつては、それぞれ自ら受任することができる(10条1項2号)。

(c) 法律相談担当弁護士会員は、会館内法律相談や会館外に設置した各法律相談センターの相談においては、依頼者の受ける経済的利益が50万円以下の事件(以下「少額事件」という。)について、弁護士による法律事務処理が必要であると認めるときは、自ら受任するように努めなければならない(10条2項)、この場合において、自ら受任しないときは、その理由を法律相談センターに届け出なければならない(同条3項)。

c 弁護士の紹介・事件の受任等

法律相談センターは、事件等受任弁護士(訴訟事件その他の法律事務を受任する弁護士をいう。以下同じ。)又は顧問弁護士(法律顧問契約を受諾する弁護士をいう。以下同じ。)の紹介の申込みがある場合及び前記b(c)の届出のあつた場合は、前記b(a)の名簿の一つである法律事件等受託弁護士等名簿の登載順に従って弁護士会員を紹介し(12条1項)、紹介された弁護士会員は、依頼者と直接委任契約又は顧問契約を締結する(13条3項)。

d 法律相談センターへの報告

紹介された弁護士会員は、事件等の受任及び終了若しくは顧問契約の締結及び終了の際又は法律相談センターから報告を求められたときは、そのてん末及び依頼者から受領した着手金、報酬金、手数料及び顧問料の額、事件の進行状況等を法律相談センターに報告しなければならない(14条1項)。

法律相談担当弁護士会員が、前記b(b)のとおり自ら事件を受任した場合も、上記と同様の報告をしなければならない(16条)。

e 受任事件に係る負担金

紹介された弁護士会員が事件等を受任し、又は顧問契約を締結した場合には、着手金、報酬金、手数料及び顧問料の額のうち10万円を超える部分について10パーセントの負担金を原告に支払わなければならないが、顧問料については、1年間に受領した合計額に対して上記の率を適用し、負担金の支払対象期間は、顧問契約締結から3年間とする（15条、別表（二））。

法律相談担当弁護士会員が、前記b(b)のとおり自ら事件を受任した場合も、上記と同様に負担金を支払わなければならない（16条）。

イ 刑弁センター

(ア) 刑弁センターは、被疑者、被告人、少年及び医療観察法対象者（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）2条3項に規定する者をいう。）の権利を保障し、刑事弁護及び付添人活動の充実・向上を図ることにより、人権の擁護及び社会正義を実現することを目的としている（刑弁センター規程2条。以下、同規程の規定は条項のみを記載する。）。

刑弁センターの主たる業務は、国選辩护人候補者の推薦、国選少年付添人の推薦、国選医療観察法付添人の推薦、当番弁護士制度の運営、刑事事件、少年事件又は医療観察法事件を受任する弁護士会員の紹介などである（3条）（甲10、23、乙18）。

(イ) 刑弁センター規程（平成22年3月11日付け改正前のもの。以下、(イ)に述べる規定について同じ。）には、以下の内容の規定がある（甲10、乙18）。

a 刑弁センターの運営

刑弁センターは、原告の会長がこれを統轄し（4条1項）、その運営は、原告の刑事委員会が行う（同条2項）。

b 弁護士の紹介・事件の受任

(a) 刑弁センターは、原告の弁護士会員から名簿登載を募り、後記c(a)の刑事当番共通名簿等を作成し、これを刑弁センターに備え付け（5条）、刑事事件又は少年事件（以下「刑事事件等」という。）を受任する弁護士会員の紹介の申込みがあるときは、刑事当番共通名簿に従って弁護士会員を紹介する（7条1項）。

(b) 前記(a)の紹介された弁護士会員は、速やかに被疑者、被告人若しくは少年又はその関係人と面会するなどして受任の諾否を決定し、その旨を原告に報告しなければならない（8条1項）、受任した弁護士会員は、依頼者又はその法定代理人と直接委託契約を締結する（同条4項）。

なお、前記(a)の紹介された弁護士会員は、正当な理由があるときは受任を拒絶することができるが（8条2項）、その場合には、刑弁センターが、次順位者を紹介するものとされている（8条3項）。

c 当番弁護士

(a) 刑弁センターは、原告の弁護士会員から名簿登載者を募り、拘留所、少年鑑別所又は警察署（以下「警察署等」という。）に身柄を拘束されている被疑者、被告人又は少年の接見又は面会（以下「面接」という。）のために担当日に待機する弁護士会員の名簿（刑事当番共通名簿）を作成し、これを刑弁センターに備え付ける（12条）。

(b) 刑弁センターは、警察署等に身柄を拘束されている被疑者、被告人、少年若しくはその関係人からの申出、又は裁判所、検察庁若しくは警察署等からの通知を受けたときは、後記(c)の当番弁護士を派遣する（13条1項）。刑弁センターは、弁護士会員の援助が特に必要な刑事事件等と認めたときは、当番弁護士を派遣することができる（同条2項）。

(c) 刑弁センターは、刑事当番共通名簿に登載された弁護士会員に、担当日を割り当てる（14条1項）。

割当てを受けた弁護士会員（以下「当番弁護士」という。）は、担当日には態勢を整えて待機し、刑弁センターからの派遣の通知を受けたときは、被疑者、被告人又は少年と速やかに面接しなければならない（15条1項）。

(d) 当番弁護士は、面接した被疑者、被告人又は少年若しくはその保護者から事件受任の依頼があった場合は、できるだけ受任するよう努めなければならない（16条）。

d 刑弁センターへの報告

前記bの刑弁センターの紹介により刑事事件等を受任した弁護士は、その受任時、終了時及び刑弁センターから報告を求められたときは、受領した着手金、報酬金及び実費等の額並びに事件の進行状況及びてん末等を刑弁センターに報告しなければならない（9条）。

前記c(d)のとおり当番弁護士が刑事事件等を受任した場合も、上記と同様の報告義務を負う（18条）。

e 受任事件に係る負担金

前記bの刑弁センターの紹介により刑事事件等を受任した弁護士は、着手金、報酬金及び手数料の額のうち10万円を超える部分について10パーセントの負担金を原告に支払わなければならない（10条、別表）。

前記c(d)のとおり当番弁護士が刑事事件等を受任した場合も、上記と同様の負担金の納付義務を負う（18条）。

ウ 消費者・サラ金被害救済センター

(ア) 消費者・サラ金被害救済センターは、割賦販売等により不当若しくは不正に財産権を侵害され、又は侵害されるおそれのある消費者等を救済するとともに、これらの被害を未然に防止する活動を行うこと及び貸金業者の不当若しくは不正な金融又は取立てにより、貸金業利用者、その親族及び利害関係人らが被り、又は被ろうとする被害の救済と、関係諸機関と連携して貸金業及び貸金業利用者の在り方を正常化させることを目的としている（消費者・サラ金被害救済センター規定2条。以下、同規程の規定は条項のみを記載する。）。

消費者・サラ金被害救済センターの主たる業務は、弁護士会館内外における相談及び事件処理、地方公共団体等の委嘱による無料法律相談活動、相談業務のための助言、協力及び資料提供などである（3条、5条）（甲9、23、乙20）。

(イ) 消費者・サラ金被害救済センター規程（平成21年11月21日付けの改正前のもの。以下、(イ)に述べる規定について同じ。）には、以下の内容の規定がある（甲9、乙20）。

a 消費者・サラ金被害救済センターの運営

消費者・サラ金被害救済センターは、原告の会長がこれを統轄し（４条１項）、その運営は、原告の消費者・サラ金センター運営委員会が行う（同条２項）。

b 法律相談

消費者・サラ金被害救済センターは、原告の弁護士会員から名簿登載を募り、会館内消費者・サラ金センター相談担当弁護士名簿等を作成し、これを消費者・サラ金被害救済センターに備え付ける（４条の２）。

上記の各名簿に登載された弁護士は、消費者・サラ金センター相談員（以下「相談員」という。）として相談業務に当たる（５条、７条）。

c 相談員の事件の受任

相談員は、相談の担当時間中担当場所に詰め、誠実に相談事務を処理し、相談を受けた事件について法律事務処理が必要であると認めるときは、その事件を受任する（７条１号及び３号）。

d 消費者・サラ金被害救済センターへの報告

事件を受任した相談員は、事件の受任時及び終了時並びに消費者・サラ金被害救済センターから報告を求められたときは、そのてん末、受領した着手金、報酬金及び手数料の額並びに事件の進行状況等を消費者・サラ金被害救済センターに報告しなければならない（１０条２項）

e 受任事件に係る負担金

相談員が事件を受任した場合には、着手金、報酬金及び手数料の額のうち１０万円を超える部分について１０パーセントの負担金を原告に支払わなければならない（１２条、別表）。

エ 高齢者等支援センター

(ア) 高齢者等支援センターは、高齢者・障害者の権利の確立と自立の支援及び高齢者・障害者の権利侵害の予防・救済を実現し、もって高齢者・障害者の福祉に資することを目的としている（支援センター規程２条）。

高齢者等支援センターの主たる業務は、高齢者（おおむね満６５歳以上の者をいう。）及び障害者を対象として、①専門法律相談業務、②財産管理支援業務、③介護・福祉支援業務、④精神保健支援業務の対象者に対する支援業務（以下「精神保健等支援業務」といい、①ないし④の業務を併せて「各支援業務」という。）、原告の弁護士会員に対する研修の実施、各種団体との連絡協議、広報活動等である（支援センター規定２条１項）。

(イ) 支援センター規程（平成２２年３月１１日付けの改正前のもの。以下、(イ)に述べる規定について同じ。）及びA弁護士会高齢者・障害者支援センター業務実施規則（平成１１年原告規則第９９号（平成２２年３月２５日付けの改正前のもの）。以下「規則」という。）には、以下の内容の規定がある（以下のaないしhにおいて支援センター規程は「規程」とのみ表記する。）（甲１１、１２、乙２１、２２）。

a 高齢者等支援センターの運営

高齢者等支援センターは、原告の会長がこれを総理し（規程３条１項）、その運営は、原告の高齢者等支援センター運営委員会が行う（同条２項）。

b 支援弁護士名簿の作成

高齢者等支援センターは、原告の会員弁護士の希望に基づき、その事業を行うため

に弁護士名簿（以下「支援弁護士名簿」という。）を作成し、これに登録された弁護士会員により各支援業務を行う（規程4条1項）。

c 専門法律相談業務

高齢者等支援センターは、専門法律相談業務として、A弁護士会館の来館者に対する専門法律相談、出張による専門法律相談及び国、地方自治体その他の団体の委託による専門法律相談を行う（規則14条、19条）。

同業務の運営は、高齢者等支援センター運営委員会に置かれた総務部会が行う（規則2条2項1号、18条）。

専門法律相談の担当者は、相談者に対し、自己又は特定の弁護士に事件を委任するよう勧誘してはならず、相談者から事件の処理を依頼された場合に限り、高齢者等支援センターの定める手続に従い、自ら事件を受任することができる（規程8条）。

d 財産管理支援業務

高齢者等支援センターは、財産管理支援業務として、支援弁護士名簿に登録された弁護士会員（以下「登録会員」という。）で財産管理を受任するものあつせん、財産管理を受任した会員（以下「管理弁護士」という。）の財産管理についての調査、承認及び依頼者の意思能力等の判定並びに管理弁護士に対する研修その地による支援、助言その他必要な業務を行う（規則7条1項、15条、27条）。

同業務の運営は、高齢者等支援センター運営委員会に置かれた財産管理支援部会が行う（規則2条2項2号、26条）。

財産管理支援業務の申込みは、原則として、高齢者等支援センターの専門法律相談業務又は法律相談センターの法律相談業務を通じて受け付け、財産管理支援部会が、登録会員の中から管理弁護士のあつせんを行う（規則28条1項、29条1項）。また、専門法律相談の担当弁護士がその相談者から財産管理を依頼されたときは、財産管理支援部会が、当該担当弁護士を管理弁護士としてあつせんする（同条2項）。

管理弁護士は、速やかに依頼者との間で受任した財産管理業務の内容に応じた委任契約を締結し、契約書を作成して、高齢者等支援センターに報告しなければならない（規則31条1項）、あつせんを受けた受任事件について、委任契約締結後直ちに開始報告書を、その後4か月ごとに定期報告書を、終了したときは遅滞なく終了報告書を、それぞれ依頼者及び高齢者等支援センターに提出しなければならない（規則34条1項）。

財産管理支援部会は、必要があると認めるときは、管理弁護士に対し、受任事件の状況について報告を求めることができる（同条4項）。

e 介護・福祉支援業務

高齢者等支援センターは、国、地方公共団体、社会福祉法人その他民間事業者の実施する各種の社会福祉サービスにつき、これを利用し、又は利用しようとする者の権利を擁護するため、法律相談活動、各サービスの決定機関又は実施機関等との交渉、各種不服申立制度利用の援助及び老人虐待など介護をめぐる家族間の調整・交渉を行う弁護士（以下「介護・福祉支援弁護士」という。）の紹介等を行う（規則16条、52条）。

同業務の運営は、高齢者等支援センター運営委員会に置かれた介護・福祉支援部会

が行う（規則2条2項3号、51条）。

介護・福祉支援業務の申込みは、原則として、高齢者等支援センターの専門法律相談業務又は法律相談センターの法律相談業務を通じて受け付け、高齢者等支援センター運営委員会の介護・福祉支援部会が、支援弁護士名簿に基づき、介護・福祉支援弁護士を紹介する（規則53条1項、54条1項）。介護・福祉支援部会は、専門法律相談業務を担当した登録会員を、引き続き当該相談者の介護・福祉支援業務を行うための介護・福祉支援弁護士として紹介することができる（同条2項）。

介護・福祉支援弁護士は、介護・福祉支援業務を開始した場合は、支援業務着手報告書を、支援業務開始が相当でないと判断した場合には、支援業務面談報告書と支援業務不開始承認申出書を、高齢者等支援センターに提出しなければならない（規則56条1項）、支援業務着手報告書を提出した後、規則別表二に定める着手金及び報酬金を請求することができる（規則57条2項）。また、支援業務の処理の終了又は中止をした場合、遅滞なく支援業務終了報告書を高齢者等支援センターに提出しなければならない（規則56条2項）。

f 精神保健等支援業務

高齢者等支援センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく退院・処遇改善の請求等に関する相談及びその請求等の代理人活動並びに医療観察法に基づいて医療を受けている対象者の審判・処遇改善の請求等に関する相談及びその審判等の付添人活動又は代理人活動を行う支援弁護士（以下「精神保健支援弁護士」という。）の紹介等を行う（規則17条、60条）。

同業務の運営は、高齢者等支援センター運営委員会に置かれた精神保健支援部会が行う（規則2条2項4号、59条）。

精神保健支援部会は、面会専門法律相談（精神保健福祉法又は医療観察法に基づいて入院している者等からの申込みに基づき入院先に赴いて行う専門法律相談をいう。以下同じ。）の申込みの受理の連絡を受けた場合、支援弁護士名簿に基づき、精神保健支援弁護士を紹介する（規則64条1項）。精神保健支援部会は、相談の申込みがない場合でも、弁護士の援助が特に必要と認めるときは、精神保健支援弁護士を紹介することができる（同条3項）。

精神保健支援弁護士は、面会専門法律相談の結果、入院者から、精神保健等支援業務に関する代理人活動・付添人活動の依頼を受けたとき、又はこれらの活動に関連する保護者、担当医師等関係者との面談等の活動の依頼を受けたときは、正当な事由がない限り、規則の定めに従い、受任の手続を執る（規則68条1項）。

精神保健支援弁護士は、相談活動、代理人活動又は付添人活動の終了後、遅滞なく、高齢者等支援センターに対し、相談活動報告書又は受任事件報告書を提出しなければならない（規則69条）。

g 受任事件に係る負担金

①管理弁護士が委任契約締結手数料、管理手数料、着手金、報酬金、手数料等を受領した場合、②介護・福祉支援弁護士が規則別表二に定める着手金及び報酬金を受領した場合並びに③精神保健支援弁護士が着手金、報酬金、手数料等を受領した場合には、いずれも、そのうち10万円を超える部分について10パーセントの負担金を原

告に支払わなければならない(規則49条4項、57条3項、70条3項、別表一)。

(3) 23条照会について

原告は、弁護士会員又は原告に所属する弁護士法人若しくは外国法事務弁護士から弁護士法23条の2等に基づく照会(以下「23条照会」という。)の申出があった場合の手続等について、A弁護士会弁護士法第23条の2に基づく照会手続規則(昭和62年原告規則第41号(平成22年3月25日付けの改正前のもの。以下「原告照会手続規則」という。))を定めているところ、その要旨は、次のとおりである(以下、同規則の規定は条項のみを記載する。)(甲26、乙24)。

ア 照会の審査、報告

原告は、弁護士会員等から23条照会の申出を受けた場合、照会の申出が必要かつ相当と認められたときは、照会書、申出をした弁護士会員等から提出された照会申出書及び回答用紙を公務所又は公私の団体(以下「公務所等」という。)へ送付して報告を求める(3条1項)。原告は、照会を申し出た弁護士会員等に対し、照会申出書の記載内容の修正補充を勧告し、あるいは、照会申出の趣旨に反しない限度で、照会を申し出た弁護士会員等の意見を聞いた上で、照会申出書の記載内容を修正補充することができる(同条3項)。

原告は、公務所等から得られた報告書又はそれに代わるべきものを弁護士会員等に交付する(1条2項)。

イ 報告の遅延等に対する処置

原告は、照会に対して公務所等が相当期間内に報告をしないときは、照会を申し出た弁護士会員等からの督促の請求により、文書で報告の督促をし、なお報告がされないときは、照会を申し出た弁護士会員等からの督促の請求により、再度文書で報告の督促をする(5条1項)。

原告は、照会に対して公務所等が報告を拒否した場合には、必要に応じ、その公務所等に対し、文書、電話、面談等の方法により照会の趣旨を説明し、報告を得よう説得し(6条)、なお報告が得られないときは、抗議文書の発送等の処置をとることができる(7条1項)。

ウ 手数料等

原告は、弁護士会員等から照会の申出を受ける際、照会に要する費用とともに、手数料(以下「23条照会手数料」という。)として4000円の納付を受ける(8条1項)。

原告は、これらの費用及び手数料について、照会書を発送する前に照会申出が撤回されたとき、又は原告が照会をしないと決したときは、全額返還するが、照会書を発送した後は、公務所等から報告がなくても返還しない(同条4項)。

公務所等から、報告をするについて、費用の支払の請求があったときは、原告は、照会の申出をした弁護士会員等からその費用を徴収し、公務所等に支払う(9条)。

(4) A弁護士協同組合(以下「本件組合」という。)及び財団法人C協会(以下「C協会」という。)A支部(以下「本件協会」といい、本件組合と併せて「本件協会等」という。)について

ア(ア) 本件組合は、Aの区域内に事務所を有する弁護士法による弁護士業を行う事業者を組合員とし、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする中小企業等協同組合である(A弁護士協同組合定款1条、3条、8条)(乙25)。

本件組合は、その事業内容として、組合員の使用する器具備品、事務用品等の共同購買

及びそのあっせん、裁判所記録の謄写、小規模共済事業に関する受託業務、組合員に対する事業資金の借入れのあっせん、組合員の福利厚生に関する事業等を行っている（同定款7条）（乙25、26、弁論の全趣旨）。

(イ) 原告は、本件組合との間で、①本件組合が、本件組合の定款に基づく各種事業の事務を原告に委託すること、②本件組合は、原告に対し、事務委託金（人件費相当分）として年額450万円を支払うこと、③原告は、委託の趣旨に基づき、本件組合の事務を行うことなどが記載された平成12年4月1日付けの「2000年度（平成12年度）事務委託契約書」（以下「本件事務委託契約書」という。）を取り交わした（甲33の1、乙27。なお、以下において本件組合における「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）。

(ウ) 本件組合と原告との間の前記(イ)の内容の合意は、平成13年度以降も継続され、平成17年度までの間、本件組合から原告に対し、平成12年度及び平成13年度はそれぞれ450万円、平成15年度ないし平成17年度はそれぞれ850万円が支払われた（乙4、弁論の全趣旨）。

(エ) 本件組合が原告に対して上記(イ)の合意に基づき支払う額は、上記(ウ)のとおり、平成15年度から、従来の年額450万円に400万円を加算して年額850万円となった。

なお、平成15年2月13日に開催された本件組合の第338回理事会において、本件組合が支払う事務委託金について、印刷機やコピー機のリース料、パフォーマンスチャージに相当する金額として400万円を上乗せして年額850万円とすることが審議事項とされ、同年3月19日に開催された第339回理事会において、了承されている（乙28、29）。

(オ) A弁護士事務局職制規則（昭和49年原告規則第12号。以下事務局職制規則」という。）3条2項は、原告の事務局の職員に本件組合に関する事項に係る事務を担当させることができる旨を定めている（甲30、乙30、31）。

(カ) 本件組合は、本件各課税期間に係る各年度において上記(イ)の合意に基づいて年額各850万円を原告に支払い、原告は、これをいずれも対応する各会計年度（以下において原告における「会計年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の一般会計の収入の部の「事務委託金」の項目に計上した（甲50の1ないし3、乙6の1、7の1、8の1）。

他方、本件組合は、平成18年度、平成19年度及び平成20年度のいずれの決算報告書においても、本件組合事務委託金を損益計算書の一般管理費中の「事務委託費」の項目に計上している（乙41ないし43）。

イ(ア) C協会は、法律上の扶助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保することを目的とし（財団法人C協会寄附行為5条）、Dの新設に伴い平成19年●月●日をもって解散するまでの間、民事法律扶助法（総合法律支援法附則6条による廃止前のもの）2条に規定する事業（民事法律扶助事業）、刑事被疑者弁護援助事業、少年保護事件付添扶助事業等を行っており（同寄附行為6条）、その支部の一つが本件協会である（乙44、45）。

(イ) 原告は、平成12年5月16日付けで、本件協会との間で、①本件協会は、平成12年度法律扶助事業（民事法律扶助）の事務を原告に委託すること、②本件協会は、原告に

対し、事務委託費（人件費相当分）として年額500万円を支払うこと、③原告は、委託の趣旨にのっとり、法律扶助事業の事務を行うことなどが記載された「事務委託契約書」と題する文書を取り交わし、平成13年6月1日付けで、同様の内容の「事務委託契約書」と題する文書を取り交わした（甲65、66）。

(ウ) 原告は、平成15年6月24日付けで、本件協会との間で、①本件協会は、原告に対し、民事法律扶助事業業務規程2条に規定されている事業に関する事務を行うため人員の確保を求めること、②本件協会は、原告に対し、原告が上記①により確保した人員の平成15年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日までのこと。なお、以下において本件協会における「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の人件費等の実費の負担金として500万円を支払うこと、③民事法律扶助事業業務規程2条に規定されている事業に関する事務の内容が記載された「人件費等の負担に関する協定書」と題する文書を取り交わし、平成16年4月1日付けで、同様の内容の「人件費等の負担に関する協定書」と題する文書を取り交わした（甲67、68）。

(エ) 原告は、平成17年4月20日付けで、本件協会との間で、本件協会が実施する法律扶助業務のうち民事法律扶助事業の人件費等の負担等に関し、①本件協会は、法律扶助業務を実施するに当たり、法令及びC協会の定める規則に従い、個人情報適切に取り扱うこと（1項）、②本件協会は、原告に対し、民事法律扶助事業業務規定2条に規定されている事業に関する事務を行うため人員の確保を求めること（2項）、③本件協会は、原告に対し、原告が上記②により確保した人員の平成17年度の人件費等の実費の負担金として100万円を支払うこと（3項）、④民事法律扶助事業業務規程2条に規定されている事業に関する事務の内容（4項）などを記載した「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」と題する書面を取り交わした（甲69）。

また、原告は、同日付けで、本件協会との間で、本件協会が実施する法律扶助業務のうち自主事業の人件費等の負担等に関し、①原告は、法律扶助業務を実施するに当たり、法令及びC協会の定める規則に従い、個人情報適切に取り扱うこと（1項）、②本件協会は、原告に対し、法律扶助事業（自主事業）に関する事務を行うため人員の確保を求めること（2項）、③本件協会は、原告に対し、上記②により確保した人員の平成17年度の人件費等の実費の負担金として400万円を支払うこと（3項）などが記載された「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」と題する書面を取り交わした（甲70）。

(オ) 原告は、平成18年5月2日付けで、本件協会との間で、本件協会が実施する法律扶助業務のうち民事法律扶助事業の人件費等の負担等に関し、①本件協会は、法律扶助業務を実施するに当たり、法令及びC協会の定める規則に従い、個人情報適切に取り扱うこと（1項）、②本件協会は、原告に対し、民事法律扶助事業業務規程2条に規定されている事業に関する事務を行うため人員の確保を求めること（2項）、③本件協会は原告に対し、原告が上記②により確保した人員の平成18年度上半期（同年4月1日から同年9月30日まで）の人件費等の実費の負担金として100万円を支払うこと（3項）、④民事法律扶助事業業務規程2条に規定されている事業に関する事務の内容（4項）などを記載した「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」と題する書面を取り交わした（甲35、乙46）。

また、原告は、同年5月2日付けで、本件協会との間で、本件協会が実施する法律扶助

業務のうち自主事業の人件費等の負担等に関し、①原告は、法律扶助業務を実施するに当たり、法令及びC協会の定める規則に従い、個人情報を適切に取り扱うこと（1項）、②本件協会は、原告に対し、法律扶助事業（自主事業）に関する事務を行うため人員の確保を求めること（2項）、③本件協会は、原告に対し、上記②により確保した人員の平成18年度の人件費等の実費の負担金として400万円を支払うこと（3項）などが記載された「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」と題する書面を取り交わした（甲34、乙47。以下、上記2通の「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」を総称して「本件各協定書」という。）。

(カ) 事務局職制規則（平成19年7月23日付けの改正前のもの）3条2項は、原告の事務局の職員に、本件協会に関する事項に係る事務を担当させることができる旨定めていた（乙30、31）。

なお、C協会の解散に伴い、上記の日に事務局職制規則の一部が改正され、3条2項から「財団法人C協会A支部」（本件協会）が削除された（乙31）。

(キ) 本件協会は、平成19年3月課税期間において上記(オ)の合意に基づいて500万円を原告に支払い、原告は、同課税期間に係る会計年度の一般会計の収入の部の「事務委託金」の項目に計上した（甲50の1、乙6の1）。

(5) 司法修習委託金について

ア 会則（甲7、乙13）における定め等

(ア) 原告は、原告における司法修習生の配置、指導及び監督並びに指導弁護士の選定その他修習に関する事項を審議実施することを職務とする司法修習委員会を設置している（会則51条5号、57条1項）。

司法修習委員会は、その委員の中から指導弁護士を選任し、これに司法修習生を配属し、指導弁護士は、その配置を受けた司法修習生に対して実務の修習をさせ、司法修習生の成績及び行状について司法修習委員会委員長に報告するものとしている（会則57条3項ないし5項）。

(イ) 原告は、司法修習生に関する事項の細則としてA弁護士会司法修習規則（昭和47年原告規則第1号（乙49）。以下「修習規則」という。）を定めている（会則57条8項）。

修習規則は、司法修習生の修習は、弁護士として必要な人格、識見の養育及び実務の修習をさせることを目的とし（1条）、実務修習の具体的方法等として、指導弁護士は、司法修習生に、事件につき、依頼者と応接、文書の作成及び証拠の収集調査、法廷活動その他弁護士として必要な事務処理の要領を習得させること（3条）、司法修習委員会は、上記のような個別修習のほかに、合同修習を実施すること（6条）などを定めている。司法修習委員会は、これらの規定に基づき、修習実施計画一覧表を作成するなどしている（乙50）。

イ 司法修習委託金の支払方法等

(ア) 司法修習生の実務修習中の各種経費については、最高裁判所から予算が示達され、地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会に対する分については、地方裁判所支出官宛てに示達がされる（平成12年3月付け司法研修所事務局作成「司法修習生の修習に関する事務便覧」（乙51。以下「修習事務便覧」という。）17頁）。

司法修習生研修委託費は、上記の一つであり、弁護士会において司法修習生の弁護実務

修習の指導に要する経費に充てるためのものとして、弁護士会で修習する人員分が示達される（修習事務便覧18及び19頁）。

その請求等の手続は、「請求、領収は弁護士会長から地方裁判所長あてとし、「○某ほか○人、○月から○月まで1人○円」という内容のただし書きを付した適宜の書式に、司法修習生名簿を添付して行い、事後確定の方法による」ものとされている（修習事務便覧19頁）。

(イ) 最高裁判所に設置された司法研修所（裁判所法14条）の事務局長から原告の会長宛てに、平成13年6月8日、平成18年4月3日付け、同年6月5日付、平成19年4月1日付け、同年12月14日付け、平成20年4月1日付け、同年12月15日付け及び平成21年4月1日付けで、それぞれ、「司法修習生研修委託費の予算について（通知）」又は「司法修習生研修委託費について（通知）」と題する文書により、司法修習生1人当たりの金額に司法修習生の人数を乗じた金額が司法修習生研修委託費の予算額として通知された（甲42ないし47、乙52、53）。

原告は、同年6月10日付け及び同年8月3日付けで、それぞれ、原告の会長から京都地方裁判所長に宛てた請求書により、司法修習生の人数、修習の期間、司法修習生1人当たりの金額、請求金額等を記載して、司法修習生研修委託費を請求した（乙54、55）。

平成18年8月2日から平成21年4月15日までの間に、取扱官署を京都地方裁判所として、原告に対し、「司法修習生研修委託費」との支払事由により、複数回にわたって支払がされている（乙56ないし66）。

(ウ) 原告が各会計年度に支払を受けた司法修習生研修委託費（以下「司法修習委託金」という。）の総額等は、次のとおりである（甲48）。

会計年度	司法修習生1人当たりの金額	総額
昭和63年度	3万8800円	93万1200円
平成元年度	4万1300円	99万1200円
平成2年度	4万3000円	98万9000円
平成3年度	4万5400円	108万9600円
平成4年度	4万8000円	129万6000円
平成5年度	5万0300円	150万9000円
平成6年度	5万2300円	167万3600円
平成7年度	5万4000円	189万0000円
平成8年度	5万5300円	182万4900円
平成9年度	5万7800円	202万3000円
平成10年度	5万9300円	213万4800円
平成11年度	6万0600円	212万1000円
平成12年度	6万1600円	221万7600円
平成13年度	6万1600円	289万5200円
平成14年度	6万1600円	289万5200円
平成15年度	6万1000円	292万8000円
平成16年度	6万0700円	291万3600円
平成17年度	6万0700円	315万6400円

平成18年度	6万0600円	442万3800円
平成19年度	6万0600円	369万6600円
平成20年度	6万0600円	478万7400円

(6) 本件各更正処分等の経緯

ア 原告は、本件各課税期間の消費税等につき別表1-1、同1-2及び同1-3記載の各「確定申告」欄に記載のとおり「課税標準額」、「控除対象仕入税額」、「納付すべき消費税額」、「納付すべき地方消費税額」及び「納付すべき消費税等の額」の金額により本件各確定申告をしたところ、中京税務署長は、同各別表の「更正処分」欄記載のとおり、本件各更正処分等をした。

イ その後の本件各更正処分等についての異議申立て、異議決定、審査請求及び審査裁決の経緯は、別表1-1、同1-2及び同1-3記載の「異議申立て」欄、「異議決定」欄、「審査請求」欄及び「審査裁決」欄に、それぞれ記載されているとおりである。

(7) 本件訴えの提起

原告は、平成24年3月10日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

4 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

後記6に掲げるほか、別紙3「本件各更正処分等の根拠及び適法性」に記載したとおりである（同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

5 争点

本件の争点は、本件各更正処分等の適法性に関して、原告が収受した①本件受任事件負担金、②23条照会手数料、③本件各事務委託金及び④司法修習委託金が消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すものに当たるか否かであり、具体的には、これらの金員が同法2条1項8号の「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」における「対価」に当たるか否か（対価性の有無）が争われているところ、これに関する当事者の主張の要点は、以下のとおりである。

6 争点に関する当事者の主張の要点

(1) 原告の主張の要点

ア 消費税法における対価性について

(ア) 消費税法の「対価」の概念は、消費税法に「対価」を定義する条文がなく、民法、会社法等の他の法律に「対価」の定めがあることから、租税法が独自に定めた固有概念ではないことは明らかである。

そして、税法が独自に定めた固有概念でなく、国民にとって、私生活を規律する基本法たる民法の解釈こそが予測可能なものであって、これと異なる解釈を採ることは、予測可能性・法的安定性を著しく害することからすると、いわゆる借用概念として、民法における「対価」の解釈と同じ解釈を用いるのが当然である。

(イ) 民法上は、「対価」とは、両当事者が互いに反対給付を得る関係、つまり「双務契約」ないしそれに準ずる関係を意味すると解されており、会社法上も、361条1項、446条2号、461条1項5号イ等において、「対価」とは、両当事者が互いに反対給付を受ける債権債務の発生する関係を指しており、単に一方からの役務提供等があることを条件として他方から提供される経済的利益が収受されるというような関係を指して「対価」という用語は用いられてはいない。

消費税法基本通達5-1-2においても、「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」とは、「資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいう」と定められているところである。

すなわち、両当事者が互いに反対給付を受ける債権債務関係にあることこそが「対価」関係である。

具体的には、民法88条2項、304条2項、395条2項、1039条など、同法において「対価」という用語が用いられる場合は、全て、少なくとも財産や役務に対応して経済的利益を得られることを合理的に期待できるような条件で財産や役務を提供する関係を意味して用いられており、「役務提供がなければ経済的利益の給付がない」という因果関係の意味で用いられた例はない。

(ウ) 以上のように「対価」ないし「対価を得て行われる役務の提供」という概念を、両当事者が互いに「反対給付を得る」債権債務関係、つまり「双務契約」関係の意味に解すると、以下の各法理が派生してくる。

a 役務の提供を受ける者（ないし役務提供を指図する者）と対価を支払う者が同一人であること

役務を発注し、又は役務の提供を受ける者と、反対給付を支払う者が大幅に異なる場合には、双方向の対価関係になく、そもそも「反対給付を得る」関係、「双務契約」関係が成立していないから、その場合は「対価」、「対価を得て行われる役務の提供」の課税要件に該当しない。

b 「役務の提供」と「反対給付」とが双務契約関係にあること

役務の提供を受けたとしても、それが提供を受ける債権に基づくものでなく、役務提供者が事実上の強制を受けたことにより役務を行う場合や、反対当事者から給付の提供を受けたとしても、それが対価を求める債権に基づくものでなく、給付を行う者の恩恵、補助、奨励等であつたりした場合には、そもそも対価請求権が成立していない。その場合は「対価」、「対価を得て行われる役務の提供」の課税要件に該当しない。

(エ) 消費税が、「広く薄く課税対象を設定」しているというのは、消費税が個別消費税ではなく一般消費税であること、すなわち、消費税の課税対象（課税物件）が、特定の種類の取引に比較的高い税率で課税するものではなく、広く資産の譲渡・貸付けや役務の提供一般を対象とした上で、非課税取引を例外として限定列挙する制度を導入したこと（消費税法4条の原則、6条の例外規定）を表したものである。この「広く薄く課税対象を設定」しているかどうか、すなわち一般消費税と個別消費税の区別は、課税対象となる取引対象物の範囲が広い狭いを示すものであって、「対価を得て行われる役務の提供」という課税要件とは全く関係がない。一般消費税であるから「対価」の概念を拡張解釈して、通常「対価」と考えられないような利益にまで課税してよいという論理的なつながりはない。

また、「最終的に消費者への転嫁が予定されている税」とは、消費税が「直接消費税」ではなく「間接消費税」であることを表したものである。「直接消費税」とは、最終消費者が消費した時点で消費者に課税するものをいう。この「直接消費税」と「間接消費税」の区別も、対価を得て行われる取引であるという課税要件とは全く関係がない。間接消費税であるから対価の要件を拡張してよいという論理的なつながりはない。

したがって、被告がその主張の根拠として述べている「消費税は広く薄く課税対象を設

定し、最終的に消費者への転嫁が予定されている税」であるということは、論理的に、「事業として対価を得て行われる役務の提供」の意義を拡張解釈する根拠とはならない。

(オ) 被告が法律学における広義の対価の意義として主張する「自分の財産・労力等を他人に与えたり利用させたりする報酬として受け取る財産上の利益」という定義は、仮に、締結された双務契約に基づいて役務を提供した結果経済的利益が得られる法的債権債務関係が生じることまでは意味しないとしても、少なくとも、役務に対応して経済的利益を得られることを合理的に期待できるような条件で役務を提供する関係を意味している。「報酬」という用語は、そのような合理的な期待を表しているのであり、一般の意味においては、ある人が財産・労力等を提供した時点においてそれを提供する人が受け取ることを期待するのが通常であるような便益を指すといえる。ある財産あるいは役務を提供するに際して、それに対応する利得を得られるかどうかについて何の信頼もなく、通常であればそのような利得を得られる合理的な期待を持つことができないような状況において、何かの拍子に得ることができる利得は、一般の意味においては報酬と呼ばないから、被告の主張するような単なる自然的な因果関係の存在のみで足りるというものではない。

国税庁も内部資料（国税庁消費税課作成の消費税審理事例検索システム（平成12年版）。甲81）においては、役務の「対価」とは、役務を提供した時点で得られることが当然期待できるような利得に範囲を限定する立場を維持している。本件の被告代理人らの採用している解釈は、このような国税庁自身の採用している「対価」の概念の範囲を大幅に逸脱しており、「一般の意味」と食い違ったものである。

また、上記の被告の定義における「報酬として」という用語は、役務の提供の相手方と経済的利益の出し手の同一性を意味している。ある者に対して役務を提供した場合に、役務提供の相手方やその関連者から与えられるのが報酬であり、それとは別に第三者から経済的利益を得た場合には、それは「報酬として」得たものとはいえず、「対価を得て」役務を提供するともいえない。

役務提供の相手方と経済的利益の出し手が異なる場合は、仮に、その役務提供と経済的利益との間に自然的な因果関係が認められたとしても、それだけでは「事業として対価を得て行われる役務の提供」には当たらない。

イ 争点(1)（本件受任事件負担金の対価性の有無）について

(ア) 原告の法律相談センターの本件業務の目的はいずれもA民に対する役務の提供であり、また、これらの事務の履行により利益を受ける相手もA民であって、担当弁護士に対するサービスを目的とするものではない。

本件業務①ないし③として原告が行うのは、法律相談担当弁護士の募集、相談日の弁護士の配置とその連絡、相談者の予約や相談日の受付などの法律相談のセッティングの事務であり、本件業務④として原告が行うのも、A民から弁護士の紹介を求められた場合にあらかじめ募集した弁護士名簿の中から名簿の順に弁護士を紹介する事務であるが、この事務による実例はほとんどない。

(イ) 原告は、法律相談会についての関係では、法律相談等を担当する弁護士の全員に対して法律相談を行うことを委任し、その対価として原告が法律相談等を担当する弁護士の全員に対して日当を支払う関係にあるのであって、原告が法律相談等を担当する弁護士から何らかの対価を受領する関係にない。

また、相談センター規定も、原告が担当弁護士から何らかの対価を受領することは想定していない。

(ウ) 原告が設置する本件各センターの主たる目的は、A民に対する有料法律相談の提供であり、それ以外ではない。このことは、相談センター規程1条にも「A市民のために迅速適正な法律相談、弁護士紹介等を行い、もって人権の擁護及び社会正義の実現に資する」ことを目的としている旨明確に規定されている。すなわち、原告において、法律相談は義務として行うべき公益活動として位置づけられており、法律相談等を担当する弁護士が法律相談会に参加するのは、公的義務を果たすためであって、個人事件の受任を目的とするものではない。

そもそも、原告において、原則としては法律相談等を担当する弁護士が相談者から個別事件を直接受任することは認められてはいない。歴史的には事件あさりの弊害があるため法律相談の担当者による直接の受任は禁止されていた。

しかし、いわゆるクレサラ事件など緊急に事件を受任すべき事件が多くなった時代的背景から、弁護士会が弁護士の直接受任を認める審査を経ることを条件としてこれが認められるようになった。これは、事件の受任と着手金を適正なものとするためのものであり、弁護士会の弁護士に対する指導監督を果たすためのものである。原告においてこのような直接の受任が認められるようになったのは、昭和56年からである。ただし、現行の原告の制度においても、相談センター規程2条2号の無料法律相談、同条3号の無料法律相談、同条7号の巡回法律相談については、直接受任が禁止されている。

これらの制度が採られていることは、原告が行っている本件業務が、飽くまでユーザーであるA民に対するサービスの提供であって、弁護士に対するサービスの提供ではないことを端的に示している。

直接の受任が認められる事件においても、弁護士の能力、相談者の依頼をする意思、弁護士会の審査基準の適合など様々な条件がクリアされて、初めて事件の受任に至るものであり、この事件の受任の結果と原告の本件業務との間には相当因果関係がない。

実際、平成14年から平成23年の間の弁護士会館内の法律相談担当の数と事件受任した事件の数との比率は、平均では10パーセント以下であり（甲52）、このように客観的にも本件業務と弁護士の事件受任とは対応関係がない。

(エ) 本件受任事件負担金は、原告が弁護士に提供した役務の対価ではなく、原告の財政基盤を強化するために定められた応能負担の会費である。

歴史的な経緯を見ると、原告の法律相談センターによる法律相談は原告が発足時から行っていたものであり、当時は本件受任事件負担金はなかった。しかし、原告の財政は、通常会費（均等会費）のみでは絶えず収入不足の状態であった。昭和40年代には、この不足分は、弁護士の寄付によって補填されていたが、昭和50年代から財政のひっ迫があり、財政基盤の強化のため、会員から応能負担で会費負担を求めることになり、会員が弁護士会の法律相談を契機として事件を受任してその報酬を得たときが原告として弁護士の収入を把握できる数少ない機会であるので、応能負担会費として会員に負担を求めることを決議し、昭和56年にこの制度が取り入れられた。その後においても、原告は、本件受任事件負担金が財政基盤強化のために必要であることが議論されている。

全国の他の弁護士会でも、収入不足を補うための応能負担金費として、弁護士が事件受

任負担金を弁護士会に納付する制度が取り入れられている。

現状では、原告の予算及び決算において、本件受任事件負担金としての応能負担会費は、収入全体の2、3割程度に達する重要な収入源となっている。

(オ) 被告は、有料法律相談への参加がなければ弁護士が本件受任事件負担金を支払う可能性がないという、あれ無ければこれ無しという因果関係があることに着目して、本件受任事件負担金が役務に対する対価であると主張する。

しかしながら、現実には有料法律相談に参加した弁護士のうち、本件受任事件負担金を支払うのは、平均して10パーセント以下であり、有料法律相談への参加と受任事件負担金の支払との間には、原告が特定の弁護士を有料法律相談に参加させれば、本件受任事件負担金を支払うであろうという合理的な期待の成立する関係は認められない。したがって、有料法律相談への参加と受任事件負担金の支払との間には、「事業として対価を得て役務を提供する」という関係は成立していない。

また、役務提供に対する対価であるならば、その金額は提供された役務の内容や役務受領者の客観的な資格要件などに係る事実に応じて一定限度で決まるものでなければならない。提供された役務の内容や役務提供時の役務受領者の客観的な資格要件とは無関係に、役務を受けた側のその後の事情でその支払義務の有無や金額が任意に変動するようなものは、もはや対価ということではできない。

もちろん、役務を受けた全員が必ず同じ金額の対価を支払わなければいけないというものではない。役務に対する対価の支払に一定の支払条件や金額についての条件が付けられることを否定することはできない。しかし、そのような条件付きの対価であっても、対価という以上は、支払うべき義務の有無や金額が、提供された役務と連動している必要がある。

この観点から本件受任事件負担金を検討してみると、まず、支払条件が、当該弁護士が有料法律相談の後に受任をしたこと、勝訴をしたこと等、支払を行う弁護士本人の努力により左右されるものであることが問題となる。さらに、金額についても、当該弁護士が原告から受けた役務の内容は全く同じであっても、その後の弁護士本人及び依頼者との関係で金額が変動し、その金額は提供された役務の内容との対応関係は全くない。同一の役務提供を受けても受任できなかったものはゼロ、受任し勝訴したものでも、成功報酬が少ないものは小額、高額成功報酬を受け取ったものは高額な受任事件負担金を支払うという基準となっている。これは、受けた役務と支払金額とが全く対応関係のない典型的な応能負担会費の関係であるといえる。

(カ) もし、原告の法律相談会の開催をもって弁護士に対する役務と捉えたとしたら、上記ア(ウ)の派生理法aでいう、役務の受領者と対価の支払者が異なる関係にあるのである。なぜなら、法律相談を担当して日当を受領する弁護士全体と、ユーザーであるA民から事件を受任して本件受任事件負担金を支払うことになる弁護士とは、人数が全く異なり、異なるグループであるからである。

原告が提供する法律相談会の開催実績には、年ごとにそれほど大幅なブレはないにもかかわらず、本件受任事件負担金の収入は年々大幅な変化があることも、本件業務と本件事件受任負担金とが対応関係がないことを示している(甲51)。

原告の規則においても、弁護士が事件を受任した場合に一定割合を納付する旨定めてい

て、本件業務の対価とは定めていない（相談センター規程15条、刑弁センター規程10条、消費者・サラ金被害救済センター規程12条、支援センター規程14条の2）。

また、原告が本件業務を行うことによって弁護士に対価を請求するような運用もしていない。

原告の会員は本件受任事件負担金について応能負担の会費という認識をもって原告に負担金を納付しているものであり、本件業務の対価として負担金を弁済する旨の認識をする者はいない。

この本件事件受任負担金の性質を明らかにするため、原告は平成22年に規則を改正し、本件事件受任負担金が会費である旨定めた（会則119条の2第3項、相談センター規程15条、刑弁センター規程10条、消費者・サラ金被害救済センター規程12条、支援センター規定14条の2）。

このように本件受任事件負担金は本件業務とは完全に切り離されており、本件業務に対する対価ではない。

(キ) 他の法律相談の性質

a 刑弁センター

刑弁センターの運営は、被疑者、被告人等の権利を保障することを目的として、国選弁護の運営や当番弁護士の運営を業務とするものである。

当番弁護士においては、弁護士に担当日の割当てをし、担当日に身柄を拘束されている警察署等より通知を受けて弁護士を派遣するものであり、原告は弁護士に日当の支払をしている。

弁護士が割当てを受けた事件について、被疑者が委任するかどうかは被疑者の意思によるものであり、原告はこれに関与していない。

原告は、刑弁センターの業務に関連して、弁護士に役務を提供しておらず、原告の業務について弁護士から徴収する対価を定めていないし、対価を請求もしていない。

弁護士が、刑弁センターで国選弁護の割当てを受け、又は当番弁護の割当てを受けた事件について被疑者からの委任を受任した場合にも、本件受任事件負担金を応能負担会費として原告に納付する義務を負うが、これは、刑弁センターの業務に関連して原告から提供された役務の対価というものではない（甲10、23）。

b 消費者・サラ金被害救済センター

消費者・サラ金被害救済センターの業務の目的は、割賦販売等の取引により被害を受ける消費者の被害の救済又は未然に被害を防止することと、貸金業者による被害の救済などであり、その主な業務は、相談及び事件処理や無料法律相談である。原告が行う事務は、消費者・サラ金相談担当弁護士名簿を備え置き、日々、相談担当弁護士を配置してA民の相談に応える法律相談のセッティング事務である。

これらの役務の提供もA民に対するものであって、弁護士に対するものではない。

原告は弁護士に対しては日当を支払い、相談を担当してもらっている。

すなわち、弁護士が原告に対して役務を提供して対価を受けるという関係である。

原告は、消費者・サラ金被害救済センターの業務に関連して、弁護士に役務を提供しておらず、原告の業務について弁護士から徴収する対価を定めていないし、担当を請求もしていない。

弁護士が、消費者・サラ金被害救済センターで行われる相談業務で担当したユーザーであるA民から事件を受任した場合にも、本件受任事件負担金を応能負担会費として原告に納付する義務を負うが、これは、消費者・サラ金被害救済センターの業務に関連して原告から提供された役務の対価というものではない（甲9、甲22）。

c 高齢者等支援センター

高齢者等支援センターの業務の目的は、高齢者・障害者の権利の確立と自立の支援及び権利侵害の予防・救済などであり、その主な業務は、専門法律相談業務や介護福祉支援などである。原告の行う事務は、支援弁護士名簿を作成し、専門法律相談を実施して、A民の相談に応える法律相談のセッティング事務である。これらの役務の提供も、A民に対するものであって、弁護士に対するものではない。

原告は、弁護士に対しては日当を支払い、相談を担当してもらっている。すなわち、弁護士が原告に対して役務を提供して対価を受けるという関係である。

原告は、高齢者等支援センターの業務に関連して、弁護士に役務を提供しておらず、原告の業務について弁護士から徴収する対価を定めていないし、対価を請求もしていない。

弁護士が、高齢者等支援センターで行われる相談業務で担当したユーザーA民から事件を受任した場合にも、本件受任事件負担金を応能負担会費として原告に納付する義務を負うが、これは、高齢者等支援センターの業務に関連して原告から提供された役務の対価というものではない（甲11、12）。

(ク) 被告は、法律相談が、A民に対する法的なサービスの提供という側面のほか、会員弁護士に対して事件を受任する機会を提供するという側面を併せ有すると主張する。

被告が、このような主張の唯一の証拠として挙げているのは、A弁護士会史の記載であるが、この記載は、会史の編集者の個人的な見解が表現されたものにすぎず、A弁護士会の法律相談制度に関する相談センター規定の1条（目的）の明文及び原告の公的な決定事項に反する記載であって、本件法律相談の法的な性質の判定の根拠とすることはできない。

ウ 争点(2)（23条照会手数料の対価性の有無）について

原告の23条照会に係る事務の事務は、事業として対価を得て行われる役務の提供ではない。この事務は、弁護士法23条の2に定められた弁護士会の固有の事務であり、事業として行うものではなく、この事務につき対価を収受することも定められていない。弁護士会は、財政基盤の観点から、この事務手続を利用する会員に対し、一種の応能負担会費として手数料の負担を求めている。そのため、弁護士会が収受する手数料の有無も金額も、会によって異なっている。原告は、上記の趣旨で、会員の弁護士に対し、照会事務利用に際し会費として1回につき一律4000円の負担を求める旨を規則で定めている。このように、23条照会の事務は、事業として対価を得て行われる役務の提供ではなく、本件照会手数料は、役務提供の対価ではないのであり、課税庁の主張は、この点において誤っている。

原告は、平成7年に23条照会手数料の値上げをする旨の決議をしたが、この議事においても、原告はこれを会費の性質を有する収入として扱い、会財政の基盤と位置づけている。

エ 争点(3)（本件各事務委託金の対価性の有無）について

(ア) 本件各事務委託金が業務の「請負」に係る対価であれば、その消費税法上の取扱いは、その受け取る側の課税売上げに該当し、その支払う側の課税仕入れに該当することとなる

のに対し、本件各事務委託金が「出向」に係る出向先事業者から出向元事業者への給与負担金の支払に該当するものであれば、その受け取る側の課税売上げに該当せず、その支払う側の課税仕入れに該当しないこととなる。

この取扱い自体について、学説・判例上の対立はなく、本件両当事者間にも争いはない。課税庁における法令解釈を示達した消費税法基本通達5-5-10にも明らかである。

- (イ) 「請負」及び「出向」の両概念は、消費税法の制定前から、労働法・民法という実体法における意味内容及び区別の判断基準が既に学説・判例上確立しており、消費税法及び関連政省令は、これに対して独自の定義を定めるような規定を置いていないから、「請負」及び「出向」の両概念とも、税法上の固有概念ではなく、借用概念である。また、実務においても、消費税法基本通達5-5-10は、「事業者の使用人が他の事業者に『出向』した場合において、その『出向』者に対する給与を『出向』元事業者が支給することとしているため、『出向』先事業者が自己の負担すべき給与に相当する『給与負担金』を『出向』元事業者に支出したときは、当該給与負担金の額は、当該『出向』先事業者における『出向』者に対する給与として取り扱う」と定めており、課税実務上これらを固有概念と取り扱っていることを示唆する表現は一切ない。

したがって、税法上も、労働法・民法という実体法における概念の意味内容及び区別の判断基準を適用すべきである。

- (ウ) 労働法・民法という実体法における「請負」と「出向」の区別の判断基準についての解釈論は、既に学説・判例上その見解は確立し決着済みであるので、それに依拠すべきは当然である。そして、労働法・民法における「請負」と「出向」の区別の判断基準は、その労働遂行の指揮命令権を本来その労働者が所属する事業者が持ったままか否かをメルクマール（決め手）とすることとされており、その労働遂行の指揮命令権を持つ者が、本来その労働者の所属する事業者である場合が、「請負」であり、本来その労働者の所属する事業者ではなく就労先の事業者である場合が「出向」とされている。

労働遂行の指揮命令権がいずれに帰属しているかは、他の事情と横並びの判断基準の一つの要素ではなく、このことは、労働法の判例、学説、労働行政において確立している。

- (エ) 上記(ウ)における区別の判断基準を本件組合及び本件協会に当てはめると、以下の理由により、労働遂行の指揮命令権は本件組合及び本件協会にあって、原告にない。

- a 本件協会の業務は、民事法律扶助法等で定められた特別の（つまり固有の）業務であって同法により設立されたC協会だけが行うことのできる業務（独占業務）である。したがって、この業務の遂行の全部又は一部を弁護士会を含む他の団体に請け負わせるとすれば、そこと自体が、そもそも委託者にとって、法律によって禁止された脱法行為となり、C協会の寄附行為に違反する行為となり、かつ、受託者にとって、弁護士法・弁護士会の会則に定めのない行為となり、民事法律扶助法に違反する行為となるから、各当事者があえてかかる法違反、寄附行為及び会則違反を犯すことはあり得ず、両当事者の合理的意思解釈にも反することとなる。

また、本件組合の業務も、そもそも「組合員のための共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進しかつその経済的地位の向上を図る」という収益目的で設立された協同組合の業務であって、本来、非収益目的・公益目的で設立された団体たる弁護士会の業務になじまないものであり、弁護士法上も会則上も弁護士会が協同

組合事業を行える旨の定めはないものである。したがって、この業務の遂行の全部又は一部を弁護士会が請け負うとすれば、そのこと自体が、そもそも、委託者にとって、自主性を失うもので定款に反する行為となり、受託者にとって、弁護士法・弁護士会の会則に定めのない行為となるのであるから、各当事者があえてかかる法違反、定款違反及び会則違反を犯すことはあり得ず、両当事者の合理的解釈にも反することとなり、C協会の場合と同じである。

- b C協会及び協同組合の業務は、いずれも上記aのとおり固有の団体の固有の業務であり、弁護士会である原告にとってはその固有の知識、経験、マニュアル等がないので、指揮命令を発したり報告を受けて決裁したりすることができない性質のものである。したがって、原告において、かかる指揮命令・決裁能力のない業務を請け負うことはあり得ず、かつ、本件協会にとっては、その固有の知識、経験等があるので、あえてそれを有しない原告に請け負わせ指揮命令の及ばない原告の職員に遂行させることはあり得ず、両当事者の合理的解釈にも反する。
- c C協会の業務遂行の意思決定は、理事会（支部運営委員会）によってなされ、その人選は、原告の役員とは全然別人が、全然別の選任手続によって弁護士及び司法書士等から選出されている。その事務の遂行は、本件協会の事務局の職員（その専属職員のほか、弁護士会の職員のうち特定の者）が、本件協会の支部長、専務理事、扶助要件等の審査を行う審査委員、弁護士たる職員等からの指示等に従って行っており、また、逆に、その支部長、専務理事、審査委員等へ報告し決裁を受けている。そこには、原告の役員による指揮命令の余地は全くない。
- この点は、本件組合の役員についても同様である。
- d 以上のほか、原告と本件組合及び本件協会との間で、「出向」に関する契約関係が成立していたことは、以下のとおり、優に認定できる。

(a) 本件組合関係

第1に、平成11年12月27日付け「辞令」（甲53）、平成14年8月8日付け「辞令」（甲54ないし57）は、原告の会長から当該職員に対して本件組合の指揮命令に従って本件組合の事務を遂行するように命じたという間接事実を示している。

第2に、同時期に原告と本件組合との間で締結された平成12年4月1日付け「事務委託契約書」（本件事務委託契約書。乙27）、平成13年度から平成17年度までの各「事務委託契約書」に、「事務委託金（人件費相当分）」として年額450万円を支払う旨の記載があることは、本件組合が、上記各辞令の概要を当然知った上で、当該職員が本件組合の指揮命令に従って本件組合の事務を遂行するとの趣旨に基づいて、その人件費相当分の対価として年額450万円を支払う旨の契約を締結したという間接事実を示している。

以上の間接事実を総合すれば、本件組合と原告との間で出向に関する明示ないし黙示の契約が成立していたという主要事実は優に認定できる。

(b) 本件協会関係

第1に、平成10年3月23日付け「辞令」（甲58）、平成15年9月18日付け、平成16年9月18日付け、平成17年9月18日付け各「出向契約書」（甲

59ないし61)は、原告の会長から当該職員に対して本件協会の指揮命令に従って本件協会の事務を遂行するように命じたという間接事実を示している。とりわけ「出向契約書」(甲59ないし61)には、出向契約書との標題の下に、出向して本件協会の事務局において、本件協会の指揮命令に従う等の具体的要素が明記されている。

第2に、同時期に原告と本件協会との間で締結された平成12年5月16日付け、平成13年6月11日付け各「事務委託契約書」にも、「事務委託金(人件費相当分)」として年額500万円を支払う旨の記載があることは、本件協会が、上記の辞令・出向契約書の概要を当然知った上で、当該職員が本件協会の指揮命令に従って本件協会の事務を遂行するとの趣旨に基づいて、その人件費相当分の対価として年額500万円を支払う旨の契約を締結したという間接事実を示している。

さらに、原告と本件協会との間で締結された平成15年6月24日付け、平成16年4月1日付け及び平成17年4月20日付け各「人件費等の負担に関する協定書」に至っては、本件協会が原告に対し人員の確保を求める旨、上記の人員の人件費等の実費の負担金として500万円を支払う旨の記載があり、人材の「出向」を求める趣旨が文言上もより明確に記載されているから、本件協会が、上記辞令及び出向契約書の概要を当然知った上で、当該職員が本件協会の指揮命令に従って本件協会の事務を遂行するとの趣旨に基づいて、その人件費の実費負担の対価として年額500万円を支払う旨の契約を締結したという間接事実を文言上もより明確に示している。

以上を総合すれば、本件協会と原告との間で出向に関する明示ないし黙示の契約が成立していたことが認定できる。

(オ) 被告の主張に対する反論

- a 被告は、「個別職員と本件協会等との間に労働契約関係が成立しているか否か」を決め手として提示し、その判断基準の間接事実を羅列している。

しかし、そもそも「出向」において個別職員と就労先企業との間に労働契約関係の成立が必要かについて、労働法の学説では、「出向労働者と乙企業間に労働契約関係が成立するかが問題となるが・・・たとえば安全配慮義務など同契約上の部分的権利義務は乙企業における労務提供の実態から当然に認められることとなろう。困難な問題は、これをこえて、出向労働者と乙企業間に包括的な労働契約関係が認められるかであり、乙企業の取得する権限の実態に即して決するほかない。たとえば、賃金の決定・支払が依然として甲企業によって行われているという場合には、出向労働者と乙企業の間には包括的労働契約関係のための基本的要素が欠如している。また、乙企業が指揮命令や勤務管理や賃金支払は行うが、人事考課、懲戒、解雇、復帰等の人事権は甲企業がすべてを掌握しているという場合にも、包括的労働契約関係は否定されざるをえないであろう。これらの場合には、出向労働者の乙企業に対する労働関係は出向労働を内容とし、労基法の(部分的)適用がある独特の契約関係(「出向労働関係」ないし「部分的労働契約関係」)であるにとどまる」と極めて慎重な記述に止まっている(菅野和夫著「法律学講座双書 労働法 第9版」451頁、452頁)。

ここには、乙企業との間で包括的な労働契約関係がなく、「賃金の決定・支払や、

人事考課、懲戒、解雇、復権等の人事権を甲企業がすべて掌握している場合でも」出向に該当することが明示されている。被告の主張は、このような場合には出向に該当しないとする誤りを犯している。いわば包括的労働契約関係が成立することが出向には必要とする誤りを犯している。

そして、被告の主張が誤りである以上、飽くまで、指揮命令権の帰属先を判断する上で必要な間接事実だけを考慮すれば足りるところ、被告が主張する間接事実のうち、本件協会等が支払給与額をどのように算定しているのかの点は、出向元企業が賃金の決定・支払をする場合があり得る以上、必要な間接事実にあたらないことになり、人事権を掌握しているかの点も、出向元企業が人事考課、懲戒、解雇、復帰等の人事権を全て掌握している場合があり得る以上、必要な間接事実には該当しないことになる。契約に係る書類の標題や契約内容に係る記載文言の点は、本件組合等との間で交わされた事務委託契約書には、明確に「事務委託金（人件費相当分）」と記載されている。また、原告と本件協会との間で交わされた人件費等の負担に関する協定書等にも、「人件費等の実費の負担金」と記載されている。このことからすれば、損益計算上の「事務委託費」とは、すなわち「事務委託金（人件費相当分）」であることは明白である。

- b 被告が、「損益計算書の会計上、人件費としてではなく、事務委託金として処理している」と主張する点については、前記 a に述べたところのほか、税法に関する初歩的な誤りを犯している。そもそも税法の申告は、「損益計算書の会計上の処理」そのままでは申告できるものでなく、税法に規定する申告調整を加える作業を伴うものである。とりわけ消費税については、損益計算書の会計上の処理に対し、消費税法に定める課税要件である「資産の譲渡等」など「課税売上げ」に該当するかどうかの消費税法上の申告調整を加え課税売上高から控除すべき、消費税法に定める「課税仕入れ」に該当するかどうかの消費税法上の申告調整を加えて、消費税額を算出する作業を行うのである（消費税法 4 条、5 条、28 条ないし 41 条）。その申告調整作業の最たるものが、「損益計算書の会計上の処理」に対して、不課税売上げに該当しないか、非課税売上げに該当しないか、課税仕入れに該当しないかの調整作業である。すなわち、「損益計算書の会計上の処理」は、当該申告調整前のものにすぎない。

よって、「損益計算書の会計上の処理」自体から、課税売上げに該当するとの結論は導き得ないのである。

なお、公益法人会計基準に関する被告の主張については、同会計基準における正規の簿記の原則とは、「実際の取引事実に基づいて正確な会計帳簿を作成する」ことをいうところ、原告の記帳等の取扱いは、何ら「実際の取引事実に反したもの」ではないので、「当然に正当な勘定科目に変更すべき」との結論は導けない。「実際の取引事実に基づくもの」か否かの判断・解釈が納税者と課税庁とで分かれているだけの事案であるから、同会計基準の定めを根拠として持ち出すことははたはずれである。

- c 被告は、原告の事務局職制規則（乙 30）の 3 条 2 項が、原告の職員に本件協会等の事務を担当させることができる旨定めていることのみを根拠に、「本件協会等の業務を原告自身の業務として行うことができないとしても、それを原告が請け負うことができないと認める理由とはならない」との結論を導いている。

しかし、原告が、原告に請け負わせることができないと主張する根拠として挙げて

いるのは上記(エ) a 及び b である。しかるに、被告の主張は、この(エ) a 及び b に対する反論を全く欠き、ただ事務局職制規制のみから結論を導く誤りを犯している。

なお、上記の事務局職制規則の3条2項の定めは、上記(エ) a 及び b の根拠から両当事者の合理的意思解釈をすれば、原告が業務を請け負うことを前提とする定めではなく、原告の職員の中に本件協会・本件組合の指揮命令の下にその事務を行う者（つまり「出向」者）が配置されていることを示す定めと解すべきである。この解釈は、その定めが定款・寄附行為にはなく、単なる事務局職員の職制に関する規則にあるにすぎないことから裏付けられている。

- d 被告は、第一に、原告の平成18年度の会長E、副会長F、平成15年度の副会長Gが、本件協会の運営委員（理事）に就いていたこと、第二に、「事務局だより」に平成14年度の副会長Hの担当業務には「C協会」が含まれ、副会長Iの担当業務には「協同組合」が含まれ、「委員会名簿」に「主担当役員」として原告の各年度の副会長が記載されていることのみを根拠に、原告の副会長は、本件協会等の業務にも関与し、出向業務に従事する原告の職員に対する指揮命令の権限を有していたと認めるのが相当であるとの結論を導いている。

しかし、第一に、弁護士会の会長・副会長の各1名が、本件協会の24名いる運営委員の中に名を連ねていることは事実であるが、職員に対する指揮監督を行い決裁等を行う権限を有しているのは、本件協会の執行部たる支部長・専務理事・扶助要件等の審査を行う審査委員であって、合議機関である運営委員会ではないのであるから、運営委員に各1名が名を連ねているからといって、原告の副会長が、本件協会の業務にも関与し、同業務に従事する原告の職員に対する指揮命令の権限を有していたと認めることが相当との結論は導き得ない。また、本件組合にあつては、その理事長・副理事長・専務理事等に原告の会長・副会長が名を連ねた事実すらない。

第二に、原告の「事務局だより」の「副会長分担表」の「担当委員会」欄に「C協会」「協同組合」とあり、委員会名簿の本件協会、本件組合の「主担当役員」欄にも副会長1名の名があるが、これは「主担当役員」「副会長担当」の用語の意味・実態を何ら調査することなく、その形式的な名称のみから結論を導く誤りを犯したものである。すなわち、本件協会にあつては、各弁護士が扶助事件を遂行する仕組となっており、本件組合にあつては、その組合員たる各弁護士の事件記録の謄写等を行う仕組となっているから、いわば、弁護士会がお客様の団体なのである。したがって、それら弁護士の所属する団体である原告は、本件協会・本件組合と単価改訂、各弁護士の注意事項等の意見交換や折衝等を行う必要があり、そのための原告側の担当窓口を1本化しておく必要があつて、その窓口担当者に特定の副会長を当てているにすぎない。いわば企業において取引先に対する担当窓口者を定めているにすぎない。担当窓口者が取引先の行うべき業務について指揮命令権を持つことなどあり得ない。よって、この担当窓口者の定めの実態から、原告の副会長は「本件協会等の業務にも関与し、同業務に従事する原告の職員に対する指揮命令の権限を有していたと認めるのが相当」との結論は導き得ない。

- e 被告は、本件協会等が、その業務に従事する原告の職員について、①その労働時間、休日、休暇などの勤務形態を本件協会等の就業規則に従って決定していた事実、②業

務について具体的な指揮命令を行っていた事実、③勤務管理を実施していた事実、④人事考課、懲戒、解雇、復帰等の人事権の全部又は一部を掌握していた事実は、いずれも証拠上全く認められないことを根拠に、「本件協会等の業務に従事する原告の職員らは、常時・・・本件協会等の役員らから指揮命令を受けていたものではなく、日常の業務については、原告組織内における上司の命を受けて処理していたものとするのが自然である」との結論を導いている。

しかし、後記 f ないし i に述べるところも併せて、いずれも出向の概念を見誤るか、証拠を見落とす誤りを犯すものである。

すなわち、本件組合については、本件組合の理事長の陳述書（甲 4 0）には、「協同組合は、（理事長の）私が最終的な決裁権者となります。協同組合の意思決定について・・・A 弁護士会の意向を聞くということはありません。協同組合の日常の決裁業務については、専務理事に任せています。協同組合の理事会は、月に 1 度開催しています。主な議題は、加入組合員への福利厚生事業の実施内容、協同組合特約店の審査等です。・・・協同組合の日常の事務処理を担っているのは、A 弁護士会から当協同組合に出向している協同組合の職員です。同職員は、私の指揮命令下にあり、A 弁護士会の指揮命令下にあるわけではありません」と極めて具体的に明示されていること、本件組合の決裁用紙（甲 3 7）には、原告の上司の決裁欄は一切なく、本件組合の事務局決裁欄及び本件組合理事決裁欄があるのみであること、さらに、本件組合に出向している職員の陳述書（甲 6 2）にも、「私の直接の指揮命令をする上司は、協同組合の専務理事です。A 弁護士会の理事者から協同組合の事務処理について指揮命令を受けるということはありません。・・・月 1 回開催する理事会の主な議題は、組合員への福利厚生事業の実施内容、協同組合特約店の審査等で、これら理事会の準備をすることは、我々の主たる職務ですが、理事会への提出書類など専務理事の決裁を得て作成しており、A 弁護士会からの指揮命令を受けることはありません。・・・協同組合特約店へ加入を希望する企業との折衝なども我々の主たる職務ですが、協同組合の理事に同行して、特約店加入を希望する企業への訪問等を行っております。これらの業務に、A 弁護士会の理事者が同行することはなく、また関与することはありません。」と極めて具体的に明示されていること、原告がその職員の中から特定の職員を選出して「協同組合チーム」として同組合の指揮命令に従って業務を行うよう辞令（甲 5 3 から甲 5 7）を発していること等の事情がある。被告の主張は、これら多くの証拠を見落とす誤りを犯している。

また、本件協会については、本件協会の副支部長の陳述書（甲 4 1）があり、そこには「C 協会に持ち込まれた事件は、受付の後、審査部に配点され審査されます。審査を通れば支部長の決裁に回され、扶助決定がなされます。事件が終結すれば、報告書の提出を受け、審査委員会で報酬を決定し、支部長の決裁を経て、終了となります。総務的な仕事として、支部職員の労務管理や職員に対する報酬支払がありました。また職員の事務分担は、（C 協会の）事務局長が、支部長及び副支部長と相談して決めていました。以上の仕事については、すべて支部長の指揮命令のもとに行われていました。したがって、A 弁護士会会長から指揮命令が行われたことは全くありません」と極めて具体的に明示されていること、原告がその職員の中から特定の職員を選出し

て同人らとの間でそれぞれ出向契約書（以下「本件出向契約書」という。甲59から甲61）を締結し、そこには「(出向の場所及び業務) 乙はC協会A支部（以下「丙」という）に出向し、A弁護士会館内丙事務所を就業場所として、法律扶助に関する一切の事柄を業務として、丙のために、その指揮監督に従い誠実に行う。(出向期間) 何年何月何日より1年間、ただし更新できる。(身分) 乙は出向期間中、第1条の業務を遂行するにつき丙の指揮監督に服する。(労働条件) 出向期間中の労働条件については、甲と乙との嘱託職員雇用契約書及び丙の職員につき定められた条件に従って勤務する。(復職) 乙は、業務上の都合により、甲から復職を命じられた場合には、出向期間経過前であってもこれに応じるものとする。乙はA弁護士会事務局の業務のうち、A弁護士会会長が指示する業務に（も）従事する。」と極めて具体的・総体的に明示されていること、原告がその職員の中から特定の職員を選出して「法律扶助チーム」として同協会の指揮命令に従って業務を行うよう辞令（甲58）を発していること等の事情がある。被告の主張はこれらの多くの証拠を見落す誤りを犯している。

f 本件協会・協同組合とも、「常時10人以上の労働者を使用する使用者」に該当しないので、「就業規則を作成する」義務はなく（労基法89条）、現に作成されていない。

よって、「本件協会等の就業規則に従って決定していた事実」がないことを根拠に被告主張の結論を導くことは、出向の概念を見誤るものである。

なお、出向の要件としては、労働法の学説上、就業規則・労働協約上の根拠規定がある場合に限られるものとはされておらず、本件においては、前記e及び後記jに述べるように、採用の際や出向を命ずる際に、当該職員の同意を得ている。

g 就業場所が同じ弁護士会館内の弁護士会事務局内にあり、弁護士会業務と兼務していたのであるから、出退勤の時刻管理を原告と同じ扱いとしていただけのことである。その意味で本件協会等が「勤務管理を実施していた事実」はあると評価できるのである。

よって、「勤務管理を実施していた事実が証拠上全く認められない」とは、証拠の評価を誤るものである。

h 被告は、常時、本件協会等の役員から指揮命令を受けていたものでなければ、出向に該当しないかのように主張し、また、日常の業務について、原告組織内における上司の命を受けて処理していれば、出向に該当しないかのように主張している。

しかし、被告のかかる主張が出向の概念であることを示す根拠は学説上も判例上も存せず、被告独自の誤った見解である。

i 被告は、職員が、重要事項に関して本件協会等の役員の指示を仰ぎ、その命を受けて業務を行う機会があったとしても、それは、原告が本件協会等から委託を受けた業務に職員に従事させていたことと何ら矛盾するものではないと主張する。

事実認定について、職員が事項に関して本件協会等の役員の指示を仰ぎ、その命を受けて業務を行う機会がある事実を被告も容認せざるを得ないことが露呈されている。

次に、法解釈論について、重要事項の指揮命令権が出向先企業にあっても請負の概念に反しないとすする点については、請負の概念の解釈を大きく誤る主張である。すな

わち、「請負の概念に当るには、職安法施行規則4条に定める4要件を満たすことを要し、それらを満たせば、職安法の禁止する労働者供給とはみなされない。・・・上記の職安法施行規則の4要件を基礎にして、①「自己の雇用する労働者の労働力を自から直接利用するものであること」および②「請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること」を、・・・請負であると認められるための要件として示す厚生労働大臣告示が定められている」ことは学説上・行政上確立した解釈である。この学説上・行政上確立した請負の解釈に全く反するのが被告の主張である。

j 被告は、「辞令」や「出向契約書」の存在は原告の主張の根拠とならないと主張する。

(a) 本件組合について

① 被告は、「辞令」に「出向」の文言がないことを問題視する。

しかし、他の証拠（甲40、甲37、甲62）と併せ判断すれば、原告がその職員の中から特定の職員を選んで、「協同組合チーム」の一員として協同組合の指揮命令の下その業務を行うよう示した辞令と評価できる。

② 被告は、A弁護士会就業規則（昭和47年原告規則第10号。以下「原告就業規則」という。甲31）及びA弁護士会職員給与規則（同年原告規則第11号。以下「原告給与規則」という。甲32、乙35）に「出向中の身分、賃金、勤務時間、休憩時間、休暇等の労働条件、社会保険や福利厚生、出向の期間等」の重要事項が記載されていないことを根拠として、出向ではないとの結論を導いている。

しかし、そもそも、被告は、企業が出向を命じたがこれら事項が不明であったために紛争を生じた場合における労働者に対する対抗要件の議論とこれらの事項が判明している場合の出向の概念の議論を混同している。当該職員との間で出向をめぐる紛争がなく、前記の事項が客観的に認識・了知できるのであれば足りる。

本件組合にあつては、同じ弁護士会館内が就業場所で弁護士会業務と兼務するのであるから、原告の業務に従事する職員と、同様の賃金、勤務時間、休憩時間、休暇等の労働条件、社会保険や福利厚生等となることは、特段の定めのない限り自明であり、互いに充分認識・了知しているのであるから、原告就業規則・原告給与規則に記載されていないことを根拠に出向ではないとの結論を導くことはできない。

③ 被告は、出向においては、出向先業務と出向元業務とを兼務することは予定されていないと主張する。

しかし、兼務禁止との要件は学説上も法令上もどこにも存せず、現に兼務の例も多々ある。

したがって、兼務していることを根拠に出向でないとの結論は導き得ない。

④ 被告は、平成22年3月31日付け「事務職員の出向負担金契約書」（甲33の2）について、出向させる具体的な職員名が記載されていないことを根拠に、出向ではないと主張する。

しかし、一つの契約書で細部に渡って全て記載しなければならないとする根拠はない。出向契約書段階で出向の枠組を定め、後に職員名を取り決めることも許されるし、現に多々ある。本件組合にあつては、同じ弁護士会館内の少人数の職員の中からの選出であるから、出向契約時に既に口頭で人名の特定があつたことが充分推認できる。したがって、職員名の特定が出向契約書にないことを根拠に、出向でないとの結論は導き得ない。

なお、この「事務職員の出向負担金契約書」(甲33の2)に先立って作成された「事務委託契約書」(本件事務委託契約書。甲33の1)には、「出向」の文言はないものの、「事務委託金(人件費相当分)」の文言があること、各証拠(甲40、甲37、甲62)と併せて評価すれば、原告がその職員の中から一定の人材を出向させ、その人件費相当分を原告へ支払う趣旨であることが推認できる。以上の趣旨が両当事者の合理的意思であつたことは、直後に実態に文言を合わせるものとして作成された「事務職員の出向負担金契約書」(甲33の2)に、「(出向)(指揮命令、監督)(義務の遂行)(出向負担金)(期間)」等が明記されているとともにも裏付けられている。

(b) 本件協会について

① 本件出向契約書の作成時期は、本件各課税期間以前に作成されたものであるが、その直前の3年度連続して作成されたものであること、本件協会は平成19年3月末をもって解散し関係書類が散失し見だし難いこと、実態が継続してきたものである旨の本件協会副支部長の陳述書(甲41)を始め数多くの各証拠と併せて評価すれば、本件各課税期間である平成18年度も全く同様の「出向契約書」が存在していたことは充分推認できる。

② 上記「出向契約書」の契約当事者は、原告と出向該当職員との間のものであるが、出向元と当該職員との間の合意を要することは被告も認めるところであるから、原告と本件協会との間の契約でないことをもって、この証拠を無視するのは明らかな誤りである。

しかも、本件協会は原告の弁護士会館内に存在し、互いに少人数の団体であるから、本件協会の役員も、当然、当該「出向契約書」の内容を認識・了知していたことが充分推認できる。

本件協会と原告との間の「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」(本件各協定書)には、「本件C協会は原告に対し、法律扶助事業に関する事務を行うため人員の確保を求める。確保した人員の人件費等の実費の負担金として一定額を支払う」旨が具体的に明示されている。

なお、原告就業規則及び原告給与規則に一定事項の記載がないことは、出向を否定する根拠となり得ない。

③ 以上の各事実を総合すれば、出向の事実を充分認定できる。

k 被告は、本件各事務委託金は業務処理請負に係る支払代金であると認められると主張する。

(a) 本件組合について

① 被告は、本件各事務委託金の支給の対象となる原告の職員の氏名、人数等が特

定されておらず、本件組合における各職員の業務内容や業務時間、業務実績、人事評価、賞罰等に基づいてその金額が決定されたとの事情が認められないこと、本件各事務委託金の額は、平成15年度にコピー機等の機器のリース料等に相当する金額が上乗せされて増額され、その後の年度も、その増額された金額が支払われている一方で、原告の職員は、原告給与規則に基づいて給与を受け取っていることを主張する。

- ② 本件各事務委託金の支給の対象となる原告の職員の氏名、人数等が特定されていない点について

前記 j (a)④のとおり、被告の当該主張を根拠に、出向でないとの結論を導くことはできない。

- ③ 本件組合における各職員の業務内容や業務時間、業務実績、人事評価、賞罰等に基づいてその金額が決定されたとの事情が認められない点について

そもそも、出向の成立要件として、出向負担金が、各職員の業務内容や業務時間、業務実績、人事評価、賞罰等に基づいてその金額が決定された事情を要するとの定めは、学説・判例上存在しない。

仮にそのような事情が反映された給与でなければ労働関係が成立してないというのであれば、一般の企業の年功序列制給与者は労働関係にないことになる。

次に、勤務管理を本件組合が行っていたといえるし、人事評価・賞罰等の人事権は出向元企業が有したままの出向もあり得るのであるから、被告主張の事情が反映されてないことを根拠に、出向でないとの結論は導き得ない。

- ④ 本件各事務委託金の額は、平成15年度にコピー機等の機器のリース料等に相当する金額が上乗せされて増額され、その後の年度も、その増額された金額が支払われている一方で、原告の職員は、原告給与規則に基づいて給与を受け取っている点について

そもそも、前提となる事実関係（「コピー機器使用料の上乗せ」という事実関係）が平成18年2月1日（本件各課税期間が開始された同年4月1日より前）以降、根本的に変更となっている。すなわち、同年2月1日以降、コピー機器等について、本件組合がJからレンタルを受ける契約を締結し、そのコピー機を原告も使い、逆にそのコピー機使用料を原告が本件組合に払うという仕組へ変更となっている。

また、出向負担金850万円が400万円減額となっていないのは、本件組合と原告との間で、業務の内容・業務時間等を総合考慮して本件組合の予算から支払える範囲で850万円との額で合意しているからである。

この上乗せの趣旨は、あくまで、コピー機等の機器の「使用比率の低い」本件組合が機械の管理費用を応分負担するよりは事務委託金に上乗せすることで処理した方が便宜であるということにすぎない。

よって、増額分が上乗せされたからといって、本件事務負担金の全部が出向負担金の性質を失うという結論は導けない。せいぜい増額上乗せ分についてだけ課税対象となる余地があるにとどまる。

- (b) 本件協会について

- ① 被告は、本件各事務委託金の支給の対象となる原告の職員の氏名、人数等が特定されておらず、本件組合における各職員の業務内容や業務時間、業務実績、人事評価、賞罰等に基づいてその金額が決定されたとの事情が認められないこと、原告と本件協会との間で作成していた契約書の標題の「事務委託契約書」との記載文言及び原告における本件事務委託金の会計上の処理を主張する。
- ② 本件各事務委託金の支給の対象となる原告の職員の氏名、人数等が特定されておらず、本件組合における各職員の業務内容や業務時間、業務実績、人事評価、賞罰等に基づいてその金額が決定されたとの事情が認められないことについては、上記k(a)②及び③における主張と同様である。
- ③ 原告と本件協会との間で作成していた契約書の標題が「事務委託契約書」という文言であったことについては、標題や契約条項の文言という形式がどうかのみから結論を導くことはできない。

実質・実態に立ち入って判断する必要があり、関係する他の間接事実を総合して判断すべきである。
- ④ 原告における本件事務委託金の会計上の処理について
原告における本件事務委託金の会計上の処理については、たとえ「出向給与負担金」の名称を用いていなくても、消費税の申告調整において出向給与負担金の性質を有すると判断して課税売上には含めない処理をすることがあり得る以上、会計上の処理から結論を導くことはできない。

オ 争点(4) (司法修習委託金の対価性の有無) について

(ア) 上記アにおける原告の主張のとおり、「対価」ないし「対価を得て行われる役務の提供」という概念は、当事者の双方が互いに「反対給付を得る」関係、つまり「双務契約」関係の意味である。

したがって、「役務の提供」を受ける権利と、「反対給付」を受ける債権とが、双務契約（法律により契約関係を成立したとみなされる場合を含む。）関係に基づく債権債務として権利性を有することが必要である。

裏返していうと、役務の提供を受けたとしても、それが提供を受ける債権に基づくものでなく、役務提供者が事実上の強制を受けたことにより役務を行う場合や、また、反対当事者からの給付の提供を受けたとしても、それが対価を求める債権に基づくものでなく、対価を支払う者の恩恵、補助、奨励等であつたりした場合には、そもそも対価請求権が成立しておらず、「対価」や「対価を得て行われる役務の提供」の課税要件に該当しない。

(イ) 弁護士会が法曹一元、法曹養成一元との政策の下に司法修習の一翼を担っており、裁判所法14条、67条1項ないし3項、司法修習生に関する最高裁判所規則7条ないし9条等からも明らかとおおり、弁護士会の業務の中の中核を占めるといって過言ではないことに照らすと、司法修習委託金は、原告が司法研修所からの委託を受けその対価として受領するという性質の金銭ではなく、「特定の政策目的の実現を図るための給付金」（消費税法基本通達5-2-15）に該当するものである。弁護士会による司法修習は弁護士会自身の特定の政策目的を実現させるための業務とは明らかに異なるものとする被告の主張は、根本において誤った前提に立つものである。

委託金を払うか否かその金額については、原告と司法研修所や最高裁判所、国との間で

合意されるものではなく、予算として一方から示達されるだけであって、原告は、これについて決定する権限を一切有していない。また、司法研修所と原告との間で、実務修習の委託・受託に関する合意及び契約を証する文書は作成されていない。

すなわち、司法修習委託金は、原告の内部でその構成員の総体的意思として決定されたと捉え得る原告の規定・規則等に基づくものとして説明できないのであり、司法研修所と原告との間に、「委託を受け・・・役務を提供した」という関係は存在しない。

そこにあるのは、弁護士会が修習実施請求を受けて一方的に修習実施義務を負い、また、司法研修所が一方的に金額を決定して補助金等給付予算措置として「司法修習委託金」の支払を決めたという姿である。

「司法修習委託金」には、「委託」という言葉が用いられているが、これには何ら法的な根拠がない。司法修習委託金を支払う旨の定めは、法律にも、司法修習生に関する規則にも存在せず、単なる研修所における予算に係る事務処理として支払うこととされているにすぎず、「司法修習委託金」という名称は予算に係る事務処理上使用されただけなのである。

したがって、役務提供は強制に基づくものであり、司法修習委託金の支払は、支払者の一方的な決定に基づく「特定の政策目的の実現を図るための給付金」としての支払であるので、ここに対価関係は成立していない。

(ウ) 現在の司法修習制度が、戦前に判事検事の養成制度と弁護士の養成制度とが分離されていたことの反省に立ち、司法における民主制と基本的人権の確保の観点から、法曹三者（判事、検事、弁護士）の統一的養成を行うという政策目的で設けられたものであること、弁護士会は、裁判所及び検察庁と並んで、等しく司法修習を実施する責務を負う立場にあるのであり、司法修習委託金の金額も、最高裁判所が弁護士会の意思を問うことなく一方的に定めた金額（司法修習生1人当たり金額を人数分乗じた額）であって、弁護士会に修習の委託に対する諾否の自由や合意形成があるものではないこと、その委託の目的・用途は、司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるため、弁護士会に示達されるものであって、経費を超えて対価性を有するものではないこと、以上の司法修習委託金の本質は、その制度発足以来不変であり、これが仮に「委託の対価」であるならば、当然に、消費税の導入時に一率3パーセント加算が司法研修所（最高裁判所）においてなされ、消費税率の3パーセントから5パーセントの引上げ時に一率に更に2パーセント加算が司法研修所（最高裁判所）においてなされているはずであるが、そのような事実がないことという司法修習委託金の沿革やその性質のほか、最高裁判所事務総局編「裁判所法逐条解説・中巻・376頁～377頁」や最高裁判所のホームページにおいても司法修習において法曹の統一的な養成制度として制度化された趣旨の記載があることからすると、司法修習委託金の沿革とその性質から、司法修習委託金が「特定の政策目的の実現を図るための給付金」に該当することが、如実に示されているから、司法修習委託金の給付が「対価」、「対価を得て行われる」の課税要件に該当しないことは、消費税法基本通達5-2-15によっても裏付けられている。

なお、司法修習委託金を支払う旨の定めは、法律にも、司法修習生に関する規則にも存在せず、単なる司法研修所における予算に係る事務処理として支払うこととされているにすぎないのであるから、「司法修習委託金」という名称が予算に係る事務処理上使用され

ただけであって、委託・受託を対価を得て行う旨の法律関係を生じたとは認定できないことは明らかである。

(エ) また、司法修習委託金は、弁護実務修習の指導に要する経費に充てることをその用途とすることが明らかであるから、弁護実務修習という事業を実施したことに係る経費が、消費税法基本通達5-2-10における「事業について生ずることとなる損失」に該当し、その司法修習委託金が、その「損失の補てんに充てるものとして交付を受ける」ものに該当することは明らかである。したがって、司法修習委託金は「事業について生ずることとなる損失の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金」に該当するので、課税から除外される。

(オ) 被告の主張に対する反論

a 被告は、「消費税は広く薄く課税対象を設定し、最終的に消費者への転嫁が予定されている税である」との立法趣旨を強調するところ、「転嫁」とは、消費税の課税された対価を支払った事業者が、その消費税の金額を、自らが顧客から得る取引対価に上乗せして回収し、最終的には消費者が支払う対価に消費税分が上乗せされて消費者がこれを負担することをいう。ところが、司法修習委託金に対して消費税を課税すると、対価を支払う国が消費税を負担することになり、国がこれを第三者に転嫁して回収することはできないので、ここで消費税のチェーンは断ち切れ、消費者への転嫁が不可能となる。すなわち、司法修習委託金に対して消費税を課税するとの被告の立場は、消費税法の立法趣旨に反する課税を主張しているものである。

b 被告は、消費税法基本通達5-2-15にいう「助成金等」というためには、「特定の政策目的の実現を図るための給付金」として国等から交付される金員であり、しかも、それが国等に対する役務の提供等の反対給付として受けるものでないという関係が認められることが必要であると主張する。

しかしながら、「国等に対する役務の提供等の反対給付として受けるものでないという関係が認められることが必要である」との要件については、そもそも同通達には全くない。加えて、同通達の課税庁側の解説(乙70)にも、全くなく、かえって、「事業者が国等から特定の政策目的の実現を図るために受ける・・助成金又は補助金等・・これらの給付金は・・事業者が国等に対して・・役務の提供を行うことの反対給付として受けるものではないのであり・・」と記載され、被告主張の記載さえ欠いている。

c 被告は、消費税法基本通達5-2-10(一)は、そこにいう「補償金」が「経費の補填であるから不課税」であるとするものではなく、上記通達(一)にいう「補償金」は消費税法施行令2条2項にいう「資産の譲渡」の反対給付であるとは認められないことから、同項にいう「補償金」には当たらないことを明らかにしたものである旨を主張する。

しかしながら、上記通達の規定は、同通達(一)にいう「補償金」が経費の補填の性質を有するので不課税であるとしているのであって、それ以外に何か法令に書かれていない「反対給付」という正体不明な要件を持ち出して不課税としているものではない。これは、被告の主張する、「事業者が行った個別具体的な資産の譲渡や役務提供がなければそれに対応する経済的利益の給付はなかったであろうという「条件関

係」さえあれば、消費税が課税されるという主張が誤っていることの証左でもある。

被告は、都合の良い時には自然的因果関係を消費税課税の条件として持ち出し、都合が悪くなると「反対給付」という正体不明の概念を持ち出して、つじつまを合わせようとしているが、いずれも法令の条文の解釈としては文理からかい離しており、妥当な解釈とはいえない。

(2) 被告の主張の要点

ア 消費税法における対価性について

(ア) 消費税の制度趣旨及び消費税法の規定からすれば、消費税は広く薄く課税対象を設定し、最終的に消費者への転嫁が予定されている税であるから、課税要件としての「資産の譲渡等」（消費税法4条1項、2条1項8号）における「対価」の意義を広く捉えることは、経済的取引全般を原則として課税対象に取り込む消費税の特質に適合し、妥当な解釈というべきである。そして、「対価」とは、一般的に、「労力・財産などを与えたり利用させる場合、その利益に対して受け取る報酬」とであると定義され、法律学上の広義の「対価」も、「自分の財産・労力等を他人に与えたり利用させたりする報酬として受け取る財産上の利益」を意味するものとされていることからすれば、「資産の譲渡等」（消費税法4条1項、2条1項8号）における「対価」についても、事業者が行った個別具体的な役務提供がなければ経済的利益の給付はなかったであろうという条件関係があること、すなわち、当該個別具体的な役務提供があることを条件として当該経済的利益が収受されるといえる対応関係があることが必要であり、かつ、それで足りると解するのが相当というべきである。このような被告の解釈は、前記対価の意義を拡張するものではないし、消費税法の文言から何ら離れるものではない。

(イ) 法律学における「対価」は、広義には、「自分の財産・労力等を他人に与えたり利用させたりする報酬として受け取る財産上の利益」を意味し、狭義には、広義の対価のうち「その提供の義務が法律的に相互に対応する関係に立つもの」を意味するとされている（「新法律学辞典（第三版）」915頁）が、私法の一般法である民法においてさえ、その規定事項に応じて、広義・狭義いずれかの意味で「対価」の用語が用いられており、明確かつ統一的な概念として用いられていない。

さらに、「対価」という概念は、民法304条2項では地代や小作料など「物権の対価」を指す場面で用いられ、同法1039条では単独行為を含む有償行為と対応関係のある経済的利益を意味するものとして用いられていることからすると、少なくとも私法においては、「双務契約ないしそれに準ずる関係」や「両当事者が互いに反対給付を受ける債権債務の発生する関係」を意味するものに限定されるものではないというべきである。そうすると、消費税法上の「対価」は、それが借用概念であるとしても、そのことから当然に原告が主張するように「双務契約ないしそれに準ずる関係」を意味する概念であるとの結論が導かれるものではない。

したがって、消費税法上の「対価」の意味として「双務契約ないしそれに準ずる関係」にあることが必要であるとはいえず、消費税法上の「対価」に該当するためには、事業者が行った個別具体的な役務提供がなければ経済的利益の給付はなかったであろうという条件関係があれば足りると解するのが相当である。

(ウ) a 原告は、第三者から経済的利益を得た場合には「報酬として」得たものとはい

難いと主張する。

しかしながら、ある者に対して役務を提供した場合に、役務提供の相手方やその関連者以外の第三者から与えられるものが報酬に当たり得ることは、例えば、弁護士が、ある者から依頼を受けて第三者に対して役務提供を行った場合、役務提供の相手方である第三者と依頼者との間に何らの関係がなくても、依頼者から弁護士に対して支払われる経済的利益が報酬に当たり得ることからみても明らかである。

したがって、第三者から経済的利益を得た場合には「報酬として」得たものとはいえない難いとの原告の主張は失当である。

b この点においても、以下に述べるように、そもそも本件で問題となっている①本件受任事件負担金、②23条照会手数料、③本件各事務委託金及び④司法修習委託金は、いずれも役務提供の相手方と経済的利益の出し手とは一致しているのであって、役務提供の相手方と経済的利益の出し手が異なる場合を前提とする原告の主張は失当である。

(a) ①本件受任事件負担金、②23条照会手数料は、いずれも、原告による事務処理という役務提供の相手方である会員弁護士が、役務を提供した原告に対し、これらの経済的利益を支払うものであって、役務提供の相手方と経済的利益の出し手とは一致している。

(b) ③本件各事務委託金も、原告が本件協会等から委託を受けた事務を行うという役務提供の相手方である本件協会等が、役務を提供した原告に対しこれらの経済的利益を支払うものであって、役務提供の相手方と経済的利益の出し手とは一致している。

(c) ④司法修習委託金は、弁護実務修習という役務提供の相手方である司法研修所（最高裁判所）が、役務を提供した原告に対し、経済的利益を支払うものであって、役務提供の相手方と経済的利益の出し手とは一致している。

イ 争点(1)（本件受任事件負担金の対価性の有無）について

(ア) 本件各センターがそれぞれの業務ないし事務とされている法律相談所等の開設、各種弁護士名簿の作成・備え付け、名簿に登載した弁護士の指定・紹介、広報活動等を行うことによって、それぞれの業務等ごとの名簿に登載されている原告の会員である弁護士が具体的に当該業務に係る相談者等と接触することになり、その後当該業務等を担任した弁護士がその相談者等から事件等を受任した場合には、その受任は本件各センターの事務処理があったことに起因したものであることができるから、このようにして事件等を受任するに至った弁護士は、本件各センターの業務運営とその事務処理によって、事件等の受任の機会を得ていると評価することができる。そして、本件各センターの業務運営は原告に置かれた各種委員会により行われているから、本件各センターが行う業務に係る事務処理は原告の事務処理であるということが出来る。以上によれば、上記のようにして事件等を受任するに至った弁護士は、原告の事務処理によって事件の受任の機会を得ているということが出来る。

本件受任事件負担金は、上記のようにして原告の会員である弁護士が事件等を受任し、あるいは顧問契約等を締結した場合に、当該弁護士が原告に対し、本件各センターの業務運営について定めるそれぞれの規程に基づいた所定の着手金等の額に一定の率を適用し

算出した額を負担金として支払うものである。

以上のことからすると、原告の会員である弁護士は、原告の事務処理という役務の提供によって事件等の受任の機会を得たことについて、本件受任事件負担金を支払うこととされているものということができ、原告の事務処理という個別具体的な役務の提供と本件受任事件負担金の支払との間には、当該役務の提供があることを条件として当該給付があったといえる対応関係が認められる。

したがって、本件受任事件負担金は、上記の原告の役務の提供を受けたことに対する「対価」であると認められる。

- (イ) 原告の会員である弁護士が原告の提供する法律相談等の場を利用することによって事件等を受任する機会を得ており、それが当該弁護士の利益につながっていることは、原告自身が作成した文献において、「弁護士個々人の経済収入の柱である事件受任は、原則として、まず法律相談を受けることから受任に発展するものであり、弁護士は法律相談にこそ全知全能を傾注するのである。」（「A弁護士会史昭和戦後編」135頁）、「弁護士会の法律相談窓口は・・・若手弁護士にとっては重要な受任の機会となっている実態がある。」（「2006年度（平成18年度）会務報告書」2頁）などと述べ、また、「法律相談センター設立の積極的意義」として「弁護士の経済的地位の向上」を挙げ、「弁護士に対する社会的信頼が一般に高まるだけでなく、センターを通ずる具体的な事件の受任によって個々の弁護士の経済的利益にも現実にもつながっていくものである。」（前掲「A弁護士会史昭和戦後編」689及び、690頁）などと指摘していることから明らかである。
- (ウ) 以上のとおり、本件受任事件負担金は、原告による役務の提供ということができる本件各センターにおける個別具体的な事務の処理に対して受ける経済的利益であり、対価であるということができるから、この事務処理という原告の役務の提供は、課税対象である「国内において事業者が行った資産の譲渡等」（消費税法4条1項）に該当し、当該役務の提供に関して原告が取得した本件受任事件負担金は、課税取引の対価に当たるから、消費税の課税標準となる。
- (エ) なお、本件受任事件負担金は、原告が会員弁護士に対して行う事務処理という役務提供に対し、その対価として会員弁護士が原告に支払うものであり、それが課税取引の対価になるものであるから、A民が有料法律相談において原告に相談料を支払っていることが、原告が行う本件各センター設置等の事務処理が会員弁護士に対する役務提供であることを否定する理由にはならない。

すなわち、A民が原告に支払う相談料は、原告が運営する法律相談センターにおいて、会員弁護士がA民に対して提供する法律相談に対する対価であり、A民から相談料を収受した原告は、「本会は、各法律相談担当弁護士（被告注：相談センター規程4条1項の名簿に基づき、法律相談センターにより法律相談の担当に指定された弁護士をいう（同規程8条）。）及び第2条6号（被告注：各種団体の要請による法律講演会等への講師派遣）により派遣された弁護士・・・に対し、旅費日当を支給する。」ことを定める同規程11条に基づき、会員弁護士が法律相談等を行ったことに対し、日当等を支給することとなっている。この日当は、会員弁護士が法律相談等に従事したことに対する対価であり、会員弁護士の消費税の計算上、課税売上げに計上される。こうした相談料や日当の性質、課税関係等からみても、法律相談センターの利用者が原告に対し相談料を支払うことは、原告が

行う本件各センター設置等の事務処理が会員弁護士に対する役務の提供であることと何ら矛盾するものではない。

法律相談センターは、会員弁護士に対して事件を受任する具体的立機会を提供することによって、その経済的な利益の確保や経済的地位の向上を図ることもその設立目的の一つとしている。そして、法律相談は、個々の弁護士にとって事件を受任し、着手金及び成功報酬等の収益を獲得するための具体的な機会を得るという側面を有している。このように、個々の弁護士が経済的收入を得る上で法律相談が極めて重要な業務であることは、原告自らが作成した文献に「弁護士個々人の経済収入の柱である事件受任は、原則として、まず法律相談を受けることから受任に進展するものであり、弁護士は法律相談にこそ全知全能を傾注するのである。」(A弁護士会史昭和戦後編・135頁)と記載されていることから明らかである。

こうした点からも、原告がA民に法的サービスの機会を提供する活動の一環として本件各センターを開設したことは、その事務処理が会員弁護士に対する役務提供という性質を有することと何ら矛盾するものではないというべきであり、原告が行う本件各センターの設置等の事務処理は、A民に対する有料法律相談の提供という側面のほか、会員弁護士に対して事件を受任する具体的機会を提供するという側面を併せ有するものである。

(オ) また、本件受任事件負担金は、原告による役務の提供と切り離して、会員弁護士の所得等の支払能力に応じて支払うもの(応能負担)ではなく、原告が行う本件各センター設置等の事務処理(役務)により、原告の会員である弁護士が事件等の受任の機会を得たことに対して支払うものである。

会員弁護士にとってみると、原告による役務の提供という便益を受けなければ法律相談を通じて事件等の受任の機会を得られなかったという関係にあり、そのような機会が得られたからこそ本件受任事件負担金を原告に支払うものであるから、本件受任事件負担金は便益と切り離された応能負担ではなく、便益と結びついた負担であり、原告及び会員の認識いかんにかかわらず、その間には明らかな対価性が認められる。

原告は、本件受任事件負担金の性質が「会費」とし、そのことを強調するが、一般的に、会費というだけでは、その発生する前提条件が明らかになるものではなく、何らかの役務の提供と関連性があるのか、また、関連性がある場合に提供される役務の内容等も全く明らかにならないので、対価性の検討において、会費に該当するか否かを判断する必要はないともいえる。

なお、消費税法基本通達5-5-3は、その文言からも明らかなとおり、当該金員が会費であることから直ちに対価性を否定しているものではない。

(カ) 原告は、本件受任事件負担金の対価性を否定する理由として、同負担金が、原告から役務の提供を受けた後の会員弁護士側の事情(事件の受任の有無、勝敗や報酬の多寡)によって支払義務の有無や金額が変動するという点を挙げるが、それらの事情は、いずれも原告自身が定めた本件各センターに係る各規程に基づく本件受任事件負担金の徴収条件による結果にすぎず、原告による役務提供と本件受任事件負担金との対応関係を否定する根拠とはならない。

ウ 争点(2)(23条照会手数料の対価性の有無)について

(ア) 消費税の課税要件としての「事業として」(消費税法2条1項8号)の意義について

は、これを明文で定めた定義規定は存在しないが、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が、反復、継続、独立して行われることをいうと解されており、法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その全てが「事業として」行われる取引に該当するものと解されているから、23条照会が弁護士法23条の2に定められた弁護士会の固有の事務であるからといって、23条照会手続における事務が消費税法上の「事業として」行われるものであることが否定されるものではない。

23条照会により公務所等に照会して必要な事項の報告を求める権限は、この照会制度を定める弁護士法の規定からも明らかなとおり、個々の弁護士に帰属する権限ではなく、弁護士会に帰属するものである。原告における23条照会の具体的手続を定める原告照会手続規則においても、会員弁護士が、その受任事件について、訴訟資料を収集し、事実を調査するために23条照会を利用しようとする場合には、すべからず原告に対して照会の申出を行い、これに対し、原告において、照会申出の審査等の必要な手続を経た上で、必要性、相当性を認めた場合にのみ公務所等に対して照会を行い、回答が得られた場合には、その結果を原告から会員弁護士に交付することとし、公務所等が回答を遅延、拒否した場合においても、原告の会員弁護士自身が公務所等に対して何らかの措置を執ることができるわけではなく、あくまでも原告が督促、説得、抗議文書の発送等の措置を執ることとしており、23条照会の権限者について上述した解釈を当然の前提としているものと解される。

そうすると、原告が会員弁護士からの23条照会の申出を受けて行う一連の行為は、原告の会員弁護士に対する「役務の提供」にほかならない。

(イ) 次に、原告照会手続規則によれば、前記前提事実(3)ウのとおり、会員弁護士は、23条照会の申出をするについて、照会に要する費用の実費のほかに、手数料を納めなければならない。この手数料は、23条照会における原告の役務提供の一部を成す公務所等に対する照会書の発送がされた後は、照会結果の内容いかんにかかわらず返還されず、原告の取り切りとされている(8条)。また、公務所等から報告に関する費用の支払を求められた場合には、納付された手数料をその費用に充てるのではなく、照会を申し出た会員から、手数料とは別にその費用を徴収して支払うものとされている(9条)。以上のことに照らせば、23条照会手数料は、会員弁護士から申出を受けた23条照会について原告が行った照会申出書の記載内容の審査や修正補充、公務所等への照会行為、公務所等からの報告書等の会員弁護士への交付などの役務の提供に関して発生した費用を、当該会員弁護士が負担するものであると認められる。そうすると、23条照会手数料は、照会手続の中で原告が個別具体的に事務を行うという役務の提供があるからこそ支払われるものであって、この事務処理という役務の提供と23条照会手数料との間には、当該役務の提供があることを条件として、当該給付があったと見做す対応関係が認められる。

したがって、23条照会手数料は、上記の原告の役務の提供を受けたことに対する「対価」と認められる。

(ウ) 以上のとおり、23条照会手数料は、原告の23条照会手続における事務の処理という特定の役務の提供に対して受ける経済的利益であり、対価であるといえることができる。したがって、この事務処理という原告の役務の提供は、課税対象である「国内において事業者が行った資産の譲渡等」(消費税法4条1項)に該当し、当該役務の提供に関して原

告が取得した23条照会手数料は、課税取引の対価に当たるから、消費税の課税標準となる。

エ 争点(3) (本件各事務委託金の対価性の有無) について

(ア) 課税実務上、出向給与負担金が不課税とされている(消費税法基本通達5-5-10)のは、出向の場合、労働者が出向元事業者との労働契約関係を維持しつつ、出向先事業者との部分的又は包括的な労働契約関係に入り、出向給与負担金は出向先事業者が出向者との間の労働契約関係に基づき雇用主として支払うものである点で、給与等と同様の性質を有するものと評価し得ることに鑑み、不課税である給与等と同様の取扱いをしたものである。したがって、本件各事務委託金が、不課税とされる出向給与負担金に当たるか否かは、本件各事務委託金が出向者に対して支払われる給与の性質を有するか否かにより決せられることになり、それは、原告の個別職員と本件協会等との間に労働契約関係が成立しているか否かにより決せられる。

そして、その判断を行う際には、原告の主張するように労務遂行の指揮命令権の帰属のみを考慮すれば足りるというものではなく、①原告から当該職員に有効な出向命令がされているか否か、②本件協会等が支払給与額をどのように算定しているか、また、本件協会等が当該職員の勤務形態を決め、指揮命令や勤務管理を行い、人事権の全部又は一部を掌握しているか否かを考慮するとともに、③原告と本件協会等との間の契約に係る書類の標題や契約内容に係る記載文言、本件協会等から支払われる金員の会計上の処理等、当事者の意思を推認できる事情を総合考慮して判断する必要がある。

以上のように、本件で問題となるのは、本件各事務委託金が出向者に対する支払給与の性質を有するか否かであるにもかかわらず、原告は、この点を殊更無視し、業務処理請負の一要素(請負企業が労働者に対する指揮命令を行うこと)のみを採り上げ、不課税か否かの唯一の判断基準としている点で誤っている。この点においても、そもそも原告が本件協会等にあると主張する「指揮命令権」がどのような内容のものを指すのかは判然としないう上、本件協会等の役員が常時、弁護士、司法書士等の本業を有しており、原告の職員と本件協会等との間に労働契約関係が締結された事実もないことからすれば、原告のいう「指揮命令権」とは、結局、原告と本件協会等との間で締結した業務請負契約における、いわば委託元事業者が委託先事業者に対して行う指示の範ちゅうのものと考えるのが相当である。そして、本件協会等の業務に係る決裁を、本件協会等の役員として行うのは当然のことであるから、決裁用紙(甲37)に原告の上司の決裁欄がないことは何ら不自然ではなく、このことが、原告が本件協会等から委託を受けた業務に原告の職員を従事させていたことを否定する根拠となるものではない。

また、労働者派遣においては、派遣企業と派遣労働者との間に労働契約関係が成立しているが、指揮命令権は、派遣先企業にある(菅野和夫菅野和夫著「法律学講座双書 労働法 第10版」257頁参照)ことから、労働契約関係の有無が、指揮命令権の帰属のみで判断されるものではないことは明らかであり、原告の主張は失当である。

(イ) 原告は、原告の会計処理上(すなわち損益計算書上)、本件各事務委託金を人件費としてではなく事務委託金として処理している点からも、それらは、委託された事務を原告が行うという役務の提供に対する反対給付というべきである。

原告は、被告がこのように主張していることについて、同処理(損益計算書の記載)は

申告調整前のものにすぎず、損益計算書の会計上の処理自体から、課税売上げに該当するとの結論は導き得ないから、被告の主張は、税法に関する初歩的な誤りを犯していると主張する。

しかし、公益法人会計基準の二(2)は、公益法人に対し、正規の簿記の原則（実際の取引事実に基づいて正確な会計帳簿を作成し、その正確な会計帳簿から誘導して財務諸表を作成すること）を要求し、中小企業等協同組合法施行規則97条12項は、「損益計算書等の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。」旨規定している。

したがって、公益法人である原告の一般会計収支決算に記載された「事務委託金」（乙6の1、7の1及び8の1の各1枚目）及び協同組合である本件組合の損益計算書に記載された「事務委託費」（乙41ないし43の各3枚目）は、実際の取引事実やこれについての当事者の意思を反映した適当な名称であると認められる。そして、このことは、原告と本件協会等との間で作成されていた契約書の標題、契約書の内容を成す委託条項の記載文言等についても同様というべきであるから、原告の主張は失当である。

確かに、原告の主張するとおり、本件各事務委託金の性質については、損益計算書等の記載文言のみが決め手になるわけではなく、種々の事情を総合考慮して判断することが必要となる。しかし、損益計算書に記載された名称が、正規の簿記の原則に反し、実際の取引事実に基づいたものでないことが判明した場合には、当然に正当な勘定科目に変更するべきであるところ、原告及び本件組合において、勘定科目を訂正したという事実が認められないことは、むしろ、「事務委託金」及び「事務委託費」の名称を使用し、これらが給与としての性質のものではなく、取引事実に基づいた適当な名称であることを裏付けるものというべきである。

(ウ) 原告の事務局職制規則3条2項は、原告の職員に本件協会等の事務を担当させることができる旨定めているから、本件協会等の業務を原告自身の業務として行うことができないとしても、それを原告が請け負うことができないと認める理由とはならない。現実にも、原告の副会長の職務分担するものに本件協会等の事務が掲げられているし、本件協会の所掌する法律扶助を含めた法律扶助全般は、原告の会則第12章（法律扶助）90条及び91条にも定められた原告自身の業務でもある。また、本件協会等の業務の固有性や特殊性は、本件協会等が行う業務が原告が本来行う業務とは異質なものであるという主張にすぎないから、原告が本件協会等の業務を請け負うことができないことの根拠となるものではない。

さらに、原告が昭和●年●月●日に設立されたのに対し、本件協会は昭和●年●月●日に、本件組合は昭和●年●月●日に、それぞれ設立されており、本件協会等の業務内容に鑑みれば、本件協会等が設立されるまでは、原告がその業務を行っていたことがうかがわれるから、本件組合の業務における事務職員としての具体的な事務に係るノウハウや、法律扶助という業務における事務職員としての具体的な事務に係るノウハウは、本件協会等の各設立以前から、原告の歴代の事務局職員によって培われ、現在も引き継がれていると考えられる。また、本件協会等の役員としての業務に係るノウハウも同様であると考えられる。

したがって、本件協会等の業務は、原告に請け負わせることができないというものでは

ない。

- (エ) 原告の平成18年度の会長E及び副会長Fは、本件協会の平成18年度運営委員（理事）に就いており、平成2年度から平成18年度まで、本件協会の理事であったGは、原告の平成15年度の副会長でもあった。

したがって、本件協会の役員が原告の役員と全く重複していない旨の原告の上記主張は、客観的事実に反している。

さらに、原告の会員向け広報誌であるKNo. 367「事務局だより」によれば、原告の平成14年度の副会長であるHの担当業務には本件協会である「C協会」が含まれ、また、同じく原告の副会長であるIの担当業務には本件組合である「協同組合」が含まれている。

上記「事務局だより」は、本件各課税期間以前のものであるが、平成19年●月末日にC協会が解散したことに伴い、本件協会に関する業務がなくなったことを除けば、原告の副会長の分担事務が変更となる事情はうかがわれない上、原告の本件各課税期間に係る委員会名簿における本件協会等のページには、「主担当役員」として原告の各年度の副会長が記載されていることからすれば、原告の副会長は、原告の業務と兼務して本件協会等の業務にも関与し、同業務に従事する原告の職員に対する指揮命令の権限を有していたと認めるのが相当である。

他方、本件協会等が、その業務に従事する原告の職員について、その労働時間、休日、休暇などの勤務形態を本件協会等の就業規則に従って決定していた事実、業務について具体的な指揮命令を行っていた事実、勤務管理を実施していた事実、人事考課、懲戒、解雇、復帰等の人事権の全部又は一部を掌握していた事実は、いずれも証拠上全く認められない。

そして、本件協会等の業務に従事する原告の職員らは、常時、弁護士、司法書士等の本業を有する本件協会等の役員らから指揮命令を受けていたものではなく、日常の業務については、原告組織内における上司の命を受けて処理していたもの（事務局職制規則2条参照）と考えるのが自然である。

以上によれば、原告が述べるところは、本件各事務委託金について、原告が本件協会等から委託を受けた業務を原告の職員をもって行ったことに対する反対給付であることを否定する根拠となるものではない。

- (オ) 原告が平成11年12月27日から平成19年5月30日にかけて、原告が雇用する職員であるL、M、N（以下「N」という。）、O（以下「O」という。）らに対し、順次発した同人らを本件組合に関する事務全般を行う「業務・協同組合チーム」の主任心得等に任命する旨の各辞令は、いずれも、原告の会長が、原告の職員に対し、原告の事務局の一部署である「業務・協同組合チーム」の職員に任命し、原告職員給与規則に基づき基本給等を支給する旨伝達するものであって、別法人へ「出向」させる旨の記載はないから、原告の会長が原告の職員である上記の者に対して本件組合へ出向し、本件組合の指揮命令に従って業務を遂行することを命じたものでないことは明らかである。

そして、前記「辞令」は、事務局職制規則1条に基づいて、原告が職員に対して行うものであって、その記載内容からすれば、同規則3条2項に規定する原告の事務局の一部署である「業務・協同組合チーム」の職員に任命し、原告給与規則に基づき基本給等を支給する旨伝達するものであるから、同辞令が原告の指揮命令の下に協同組合事務を担当することを示した辞令と評価するほかなく、原告のいうような本件組合の指揮命令の下その業

務を行うように示した辞令であるとは到底評価できるものではない。

この点につき、原告は、本件では当事者間に出向に係る紛争もなく、互いに認識・了知しており、出向に係る定めは必要ないから、当該定めが存在しないことは出向関係がないことの根拠となるものではない旨主張する。

しかしながら、出向は、企業間の人事異動であり、労務提供の相手方企業が変更されるものであるから、たとえ密接な関連会社との間に日常的に行われる出向でも、就業規則・労働協約上の根拠規定や採用の際における同意などの明示の根拠のない限り、出向命令権が労働契約の内容になっているということは難しく、出向を命令することは認められないとされている（前掲菅野519頁）。また、出向者は、出向元事業者との間の基本的労働契約関係が維持されるとはいえ、賃金・労働条件、キャリア、雇用などの点で不利益を生じ得るので、出向元事業者がその労働者に対し出向を命じるためには、出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが出向規程等によって労働者の利益に配慮して整備されていることを要するとされている（同書519頁）。したがって、原告が主張するように、紛争が生じなければ規定しておかなくてもよいというものではない。

しかも、原告就業規則には、職員の「出向」に関する事項について何ら定められておらず、原告給与規則にも、出向した職員の給与及び賞与の取扱いは定められておらず、その他原告職員の出向中の身分、賃金、勤務時間、休憩時間、休暇等の労働条件、社会保険や福利厚生、出向の期間等、職員が出向した場合に重要となる事項について何ら定めは置かれていない。

したがって、仮に上記各辞令を、原告がその職員に対して一方的に出向を命じる趣旨の文書であると解したとしても、これをもって有効な出向命令があったと認められるものではないというべきである。

また、出向においては、出向元企業と出向労働者間の労働契約関係は存続するが、出向者の労務提供が出向先企業に対して行われるため、出向元企業との間の労務提供関係は停止され、出向者が出向先事業者の業務と出向元事業者の業務とを兼務することは予定されていない。ところが、原告のA弁護士会事務局等職務分担表によれば、「業務・協同組合課」に配置された職員は、原告の業務課の職務（23条照会や各種委員会事務）と本件組合の事務を兼務しており、その実態としても、原告の職員が本件組合に出向していたと評価することはできないというべきである。

原告と本件組合の間で作成された平成22年3月31日付け「事務職員の出向負担金契約書」と題する契約書（甲33の2）には、「乙（原告）は、甲（本件組合）の求めにより、乙の職員（以下「丙」という。）を甲へ出向させて甲の業務に従事させる。」（第1項）という内容の記載があり、そもそも出向する具体的な職員すら特定されていない。しかも、出向者は、原告の職場において、原告の職員として「事務を行わず又はその一部と兼任して」本件組合の業務を遂行するものとされ（3項）、原告の業務を兼務することを前提とした内容となっているから、同契約書はその内容からしてもおよそ出向に関する契約書と認められるものではない。

(カ) 原告とその職員であるP（以下「P」という。）が平成15年9月18日から平成17年9月18日までの間に作成した本件出向契約書は、いずれも本件各課税期間以前に作成されたものであるところ、これが本件各課税期間に係る本件協会事務委託費の性質とど

のように関連するののかについての原告の主張はない。また、原告と職員の間で「出向契約書」という標題で出向に係る契約書が作成されたことをもって、直ちに原告の職員と本件協会との間で出向に係る法律関係が成立するものではないし、原告は、職員の出向中の身分、賃金、勤務時間、休憩時間、休暇等の労働条件、社会保険や福利厚生、出向の期間等、職員が出向した場合に重要となる事項について何ら定めを置いていないところ、上記各出向契約書においても、出向中のPの労働条件については、原告とPとの間の「嘱託職員雇用契約書」と「本件協会の職員につき定められた条件」において定められた条件とする（4条）と規定されているものの、その具体的な内容は全く明らかではない。

(キ) 本件組合事務委託金は、本件各課税期間中、毎年850万円であったところ、支給の対象となる原告の職員の氏名、人数等も特定されておらず、本件組合における各職員の業務内容や業務時間、業務実績、人事評価、賞罰等に基づいてその金額が決定されたとの事情も認められない。むしろ、本件組合事務委託金の額は、平成15年度にコピー機等の機器のリース料等に相当する金額が上乗せされて増額され、その後の年度においても、その増額された金額が変わらず支払われている一方で、本件組合の業務を行う原告の職員は、原告給与規則に基づいて給与を受領している。

また、本件協会事務委託費（年額500万円）についても、支給対象となる原告職員の氏名、人数等は特定されておらず、本件協会における各職員の業務内容や業務時間、業務実績、人事評価、賞罰等に基づいてその金額が決定された事実も認められない。

この点、原告は、出向者は、原告と本件協会等の業務を兼務しているのであるから、原告と同じ会館内が就業場所であり、原告の業務に従事する職員と、同様の賃金、勤務時間、休憩時間、休暇等の労働条件、社会保険や福利厚生等となることは自明のことであると主張する。

しかし、原告の主張によれば、本件協会等が出向職員に対して負担すべき支払給与は、少なくとも当該出向職員が本件協会等の業務内容、同業務に従事した時間などに基づいて算定されてしかるべきであるところ、原告及び本件協会等が具体的に個人別、業務別の従事時間、業務内容を管理していた事実は認められない。したがって、本件各事務委託金の性質が支払給与と同質のものであると評価することはできないといわざるを得ない。

さらに、本件各課税期間における本件組合の損益計算書（乙41ないし43の各3枚目）によれば、本件組合の事業収益が、平成18年度3499万円（1万円未満省略、以下同様。）、平成19年度8592万円、平成20年度1億9万円と年々増加していることから、本件組合における業務量も年々増加していると考えられるにもかかわらず、本件組合事務委託金の額は、毎年850万円と一定額となっている。

したがって、原告が自認する上乗せされたコピー機等の機器のリース料等400万円はもちろんのこと、450万円についても、およそ、給与と同質のものと評価される性質の金員といえないことは明らかである。

加えて、以下のとおり、本件各事務委託金は、いずれも出向者に対する給料相当額として支払われたものではなく、原告が役務提供の対価として収受したものであるから、課税取引の対価に該当する。

a 本件組合関係

原告は、本件組合から本件組合が行う各種事業の事務の委託を受け、原告の職員であ

るN、Oらをして本件組合の各種事業の事務に当たらせていることからすれば、原告が受領した本件組合事務委託金は、原告が本件組合から委託を受けた本件組合の各種事業の事務の実施という具体的な役務提供があることを条件として收受されたものであり、原告が本件組合のためにした役務の提供に対する対価として受け取ったものであることは明らかというべきである。

なお、本件組合との「2000年度（平成12年度）事務委託契約書」（本件事務委託契約書。乙27）には、本件組合事務委託金について「（人件費相当分）」と記載されているところ、同契約書の標題は「事務委託契約書」であり、そこには本件組合が原告に事務を委託し、「事務委託金」として450万円を支払う旨の文言が記載されていることからすれば、原告に支払われる金員は、この事務委託に対する反対給付（対価）であると考えるのがごく自然である。

また、同契約書には、職員の出向に関する事項は何ら記載されておらず、本件組合と原告との間では、職員の出向に関し何ら具体的な合意はされていなかったと認められる。そして、本件組合事務委託金の額は、平成15年度にコピー機等の機器のリース料等に相当する金額が上乘せされて増額され、その後の年度においても、その増額された金額が支払われていることからすれば、本件組合事務委託金が給料相当額を負担する趣旨のものであったとはおよそ考え難く、他に本件組合事務委託金の金額が事務担当職員の業務内容や業務時間に基づいて決定されたとの事情も認められない。むしろ、本件組合の事務は、原告がその実施を委託されていたものであり、このことと、事務局職制規則3条2項には、原告の職員に本件組合の事務を担当させることができる旨定めていること、原告の事務局等職務分担表等には、原告の職員の担当業務として本件組合の事務が記載されていること、当該職員は、原告給与規則に基づいて給与を受け取っていること、原告も本件組合も、その会計処理上、本件組合事務委託金を人件費ではなく事務委託金としていることなどからすれば、本件組合の事務は原告自身が受託事務として行う事務であり、原告の職員が原告の受託事務を原告の職員として行ったものというべきであるから、本件組合事務委託金は、その実質においても、事務委託金であると認められる。

b 本件協会関係

原告と本件協会との間で平成18年5月2日に取り交わされた2通の「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」（本件各協定書。乙46、47）には、平成12年度及び平成13年度に作成された「事務委託契約書」にあったような、法律扶助事業（民事法律扶助）の事務を原告に委託する旨の文書はなく、本件協会から原告に支払われる金員については、「人件費等の実費の負担金」とされている。

しかしながら、本件各協定書で本件協会が原告に支払うこととされている金員の合計額は、各「事務委託契約書」で定めている金額と同額であり、かつ、これらの各事務委託契約書において本件協会が原告に支払うこととされている金員は、その額が事務担当者の業務内容や業務時間に基づいて決定されているものではなく、原告が委託を受けた本件協会の行う法律扶助事業において行う事務の実施を原告の職員が行うことに対する対価である。このことからすると、本件各協定書で本件協会が原告に支払うこととされている金員の支払趣旨は、上記の各事務委託契約書において本件協会が原告に支払うこととされている金員のそれと同様のものであると認められる。

また、原告は、本件協会から收受した本件協会事務委託費を収入の部の「事務委託金」の項目に計上しており（乙6の1）、原告自身が、本件協会事務委託費等を本件協会から事務の委託を受けてこれを行ったことの対価と位置づけた経理処理をしている。

さらに、原告は、事務局職制規則3条2項において、原告の職員に本件協会の事務を担当させることができる旨規定していることや、本件協会の事業に関する事務を行うための人員の確保を原告が約していることからすれば、原告は、本件協会の事務を原告が行うべき事務として、原告の職員にその事務を担当させていたものと認められる。

したがって、本件各協定書において本件協会が原告に支払うこととされている金員は、その実質は事務委託金であり、本件協会が原告に対して事務を委託し、その委託された事務を原告が行うという役務の提供に対する対価であると認められる。すなわち、本件協会事務委託費等は、原告が本件協会の委託を受けて本件協会の事務を行うという具体的な役務の提供を条件として收受されたものであり、原告の「役務の提供」の「対価」として受け取ったものであることが明らかというべきである。

(ク) 以上によれば、本件組合事務委託金及び本件協会事務委託費は、いずれも原告の具体的な役務の提供に対して收受された金員であり、その役務の提供は対価を得て行われたものであるということが出来る。したがって、当該役務の提供は課税対象である「国内において事業者が行った資産の譲渡等」（消費税法4条1項）に該当し、当該役務の提供に対して原告が取得した本件組合事務委託金及び本件協会事務委託費は、課税取引の対価に当たるから、消費税の課税標準となる。

オ 争点(4)（司法修習委託金の対価性の有無）について

(ア) 司法修習生に関する事務は最高裁判所に設置された司法研修所によって取り扱われ（裁判所法14条）、司法修習生は、最高裁判所が採用し（同法66条1項）、所定の事由があるときは最高裁判所が罷免することができ（同法68条）、修習に関しては修習の全期間を通じて司法研修所長が統轄するものとされている（司法修習生に関する規則1条）。そして、原告は、司法研修所長から弁護実務修習の委託を受け（同規則7条1項）、同規則や司法研修所長が定めた本件各要綱に基づき、実務修習における指導に関し司法研修所と緊密な連絡を保ち、司法修習生指導担当者協議会を通じて協議を行いながら、本件各要綱において定められた指導目標、指導方法等に従って司法修習生の指導を行っている。

また、司法修習委託金は、司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるためのものとして、司法修習生の1人当たりの金額に司法修習生の人数を乗じた金額が原告に対して支払われるが、後日の精算は義務付けられていない。

以上によると、司法研修所と原告との間に、「司法研修所長から弁護実務修習の委託を受け、原告が弁護実務修習を実施している」という関係が認められることは明らかであり、原告が行った弁護実務修習という個別具体的な役務の提供と司法修習委託金との間には、当該役務の提供があることを条件として、当該委託金の給付があったということが出来る対応関係が認められるから、司法修習委託金は、最高裁判所（国）が原告から弁護実務修習という役務の提供を受けることに対する「対価」として支払うものであると認められ、司法研修所と原告との間で、実務修習の委託・受託に関する合意文書やその契約を証する文書が作成されていないことをもって、上記の関係を否定する根拠とすることはできないというべきである。

なお、消費税法上の「対価」は、双務契約関係に基づく債権債務として権利性を有することを前提とするものではないから、「対価」に関する原告の主張は、その前提において失当である。

また、原告は、司法修習委託金に対して消費税を課税すると対価を支払う国が消費税を負担することになり、国がこれを第三者に転嫁して回収することはできないから、「最終的に消費者への転嫁が予定されている」とする消費税法の立法趣旨に反する旨を主張するが、司法修習委託金は、国が一般会計において行う対価を得ることを予定しない最終消費者的な立場で支出するものであるから、これが更に消費者に転嫁することがないのは当然のことであり、このことが消費税法の立法趣旨に反しないことは明らかである。

(イ) 消費税法基本通達5-2-15は、事業者が国又は地方公共団体等から特定の政策目的の実現を図るために受ける奨励金、助成金等又は補助金等について、「これらの給付金は、事業者が国等に対して資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供を行うことの反対給付として受けるものではないのであり、消費税の課税の対象とはならない」（三宮修「消費税法基本通達逐条解説（平成19年版）」185及び186頁）ことを念のため明らかにしたものである。すなわち、同通達は、「特定の政策目的の実現を図るための給付金」であることのみをもって資産の譲渡等の対価に該当しないとしているのではなく、奨励金、助成金等又は補助金等が、事業者が国等に対して資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供を行うことの反対給付として受けるものではないことから、資産の譲渡等の対価に該当しないことを確認したものにはすぎない。

したがって、同通達にいう「助成金等」というためには、「特定の政策目的の実現を図るための給付金」をして国等から交付される金員であり、しかも、それが国等に対する役務の提供等の反対給付として受けるものでないという関係が認められることが必要である。

これを本件についてみると、司法修習生に関する事務は最高裁判所に設置された司法研修所によって取り扱われ（裁判所法14条）、司法修習生は、最高裁判所が採用し（同法66条1項）、所定の事由があるときは最高裁判所が罷免することができ（同法68条）、修習に関しては修習の全期間を通じて司法研修所長が統轄するものとされている（司法修習生に関する規則1条）。

そして、原告は、司法研修所長から弁護実務修習の委託を受け（同規則7条1項）、同規則や司法研修所長が定めた本件各要綱に基づき、実務修習における指導に関し司法研修所と緊密な連絡を保ち、司法修習生指導担当者協議会を通じて協議を行いながら、本件各要綱において定められた指導目標、指導方法等に従って司法修習生の指導を行っている。

こうした司法修習制度の枠組み及び事実関係からすれば、原告等の弁護士会は、弁護士会自身の特定の政策目的を実現させるための業務とは明らかに異なる司法修習の一環として行う弁護実務修習という具体的な役務を、司法研修所、ひいては最高裁判所ないし国に対して提供し、司法修習委託金は、当該役務の提供に関して、司法研修所事務局長を通じて支払われているという関係にあるといえるから、司法修習委託金は弁護実務修習の指導という原告の役務の提供に対する反対給付に該当する。

したがって、司法修習委託金は、消費税法基本通達5-2-15にいう「特定の政策目的を実現されるため」の給付金と同視することはできないものである。

(ウ) 消費税法基本通達5-2-10の規定文書から明らかなとおり、同通達にいう「補償金」は、土地収用法等の法律の規定に基づいて、所有権その他の権利を収用され、その権利の消滅について取得する「補償金」のことである。

そして、同通達の規定は、同通達(一)にいう「補償金」が「経費の補填であるから不課税」であるとするものではなく、同通達(一)にいう「補償金」は消費税法施行令2条2項にいう「資産の譲渡」(土地収用法その他の法律の規定に基づく所有権その他の権利の収用)の反対給付であるとは認められないことから、同項にいう「補償金」には当たらないことを明らかにしたものである。

しかし、原告は、そのような補償金を必要とするような所有者その他の権利を収用されているものではないし、司法修習委託金が同通達の定める所有権等の権利が収用により消滅することについて支払われるものでもない。

また、そもそも、司法修習委託金が消費税の課税対象に当たるか否かは、弁護実務修習の指導に対する反対給付として受け取ったものであるか否かによって判断されるべきであり、司法修習委託金が経費補填の趣旨で支払われているか否かによって判断されるべきものではない。

以上によれば、司法修習委託金が消費税法基本通達5-2-10にいう「補償金」に該当しないことは明らかである。

(エ) 以上のとおり、司法修習委託金は、弁護士会が弁護実務修習として行う個別具体的な役務の提供に対応して收受される金員であるので、対価性があり、その役務の提供は対価を得て行われるものであるということができる。したがって、当該役務の提供は、課税対象である「国内において事業者が行った資産の譲渡等」(消費税法4条1項)に該当し、当該役務の提供に対して原告が取得した司法修習委託金は、課税取引の対価に当たるから、消費税の課税標準となる。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件受任事件負担金の対価性の有無)について

(1) 前提事実に述べたように、いずれも本件各規程に基づき、①原告は、本件各センターを設置し(前提事実(2))、②本件各センターにおいては、いずれも会員である弁護士(弁護士会員)の希望を照会するなどした上で名簿を作成して、これを本件各センターに備え付けるなどし(前提事実(2)ア(イ)b(a)、同イ(イ)b(a)、同c(a)、同ウ(イ)b、同エ(イ)b)、③弁護士会員は、法律相談センター、消費者・サラ金被害センター及び高齢者等支援センターにおいては法律相談の相談者等の、刑弁センターにおいては被疑者、被告人、少年等(以下、これらの者を総称して「相談者等」という。)の申込みに基づいて本件各センターから紹介等を受け、又は法律相談を担当するなどした相談者等から事件の受任の依頼を受けるなどして、当該相談者等から事件を受任することができ(前提事実(2)ア(イ)b(b)及びc、同イ(イ)b(a)及び(b)、同c(b)ないし(d)、同ウ(イ)c、同エ(イ)cないしf)、④弁護士会員は、上記のように事件を受任した場合には、事件の受任時又は終了時や原告から報告を求められたとき等に、その事実やてん末等を本件各センターに報告するなどするとともに、相談者等から着手金、報酬金、手数料等として支払を受けた金銭のうち10万円を超える部分について10パーセントに相当する金額を原告に対して負担金として支払わなければならない(前提事実(2)ア(イ)d及びe、同イ(イ)d及びe、同ウ(イ)d及びe、同エ(イ)dないしg)ものとされている。

以上の事実関係に照らすと、上記の名簿への登載を希望する弁護士会員が本件各センターに対して照会に応ずるなどして名簿への登載を希望することを明からし、それへの登載がされた時点において、原告と当該弁護士会員との間では、本件各センターの業務として法律相談等が行われた後に所定の手続に従い当該弁護士会員が相談者等から事件を受任した場合には、本件各センターに対してその旨等を報告し、一定の金銭を支払わなければならないものとされることについて、相互の了解が存在していることは明らかというべきであり、当該弁護士会員における事件の受任は、本件各センターにおける名簿の作成等や法律相談等の実施といった業務の遂行によるものといえる。

また、法律相談センターに対する事件等受任弁護士又は顧問弁護士の紹介の申込み等があった場合については、法律相談センターによる法律事件等受任弁護士等名簿に従っての弁護士会員の紹介という業務の遂行が事件の受任又は顧問契約の締結の直接的な基因となっており（前提事実(2)ア(イ)c）、このようにして所要の契約が締結された後にも法律相談センターによる関与が生じ得ることは同様である（同d及びe）。

以上に述べたような、原告が設置し運営する本件各センターの名簿にその希望に従い登載された弁護士会員に対する本件各センターの既に述べたような各種の役務の提供と、当該弁護士会員の原告に対する本件受任事件負担金の支払との間の本件各規程に基づく関係に照らすと、本件受任事件負担金については、消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すものに当たると認められ、本件において、これと異なる認定判断をすべき特段の証拠ないし事情は見当たらない。

(2) 原告は、本件受任負担金について、応能負担による会費である旨主張する。しかしながら、消費税法4条1項は、国内における消費税の課税の対象について、「事業者が行った資産の譲渡等」である旨を規定し、同法2条1項8号は、「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む）」である旨を規定するのみであって、事業者が収受する金銭等が対価に当たるか否かの判断に当たり、当該収受が例えば社団である当該事業者におけるいわゆる内部規範により一定の条件の下にその構成員に課される義務の履行としてされたものであるか否かといった事情により、直ちにそれが否定されると解すべき根拠は格別見当たらず、仮に、原告において本件受任事件負担金の収受につきその主張するような性格付け等がされていたとしても、既に述べたその収受に係る事情に照らすと、上記の原告の主張は採用することができない。

また、原告は、法律相談等を担当した弁護士による事件の受任の割合が10パーセント程度で推移しており、支払われる負担金の額にも変動がある旨等を主張するが、そのような事情が認められるとしても、現に事件の受任に至った場合について既に述べたことが左右されるものではないから、この点に関する原告の主張も採用することができない。

原告のその余の主張も、既に述べたところに照らし、いずれも採用することができない。

2 争点(2)（23条照会手数料の対価性の有無）について

(1) 弁護士法23条の2第2項等により、弁護士会である原告は、弁護士会員等からの申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる固有の権限を有しているところ、前提事実に述べたように、いずれも原告照会手続規則に基づき、①照会に対して公務所等が相当期間内に報告をしないときは、照会を申し出た弁護士会員等からの督

促の請求により、文書で報告の督促をするなど公務所等から照会に対する報告が得られるように働きかけをするものとされている一方（前提事実(3)イ）、②23条照会手数料及び照会に要する費用は、照会の申出の際に原告に納付すべきものとされ、照会書を発送した後は、公務所等から報告がない場合であっても返還しないものとされた上で、公務所等から報告をするについて費用の支払の請求があったときは、照会の申出をした弁護士会員等は、上記のものとは別にその費用を原告に支払うものとされている（前提事実(3)ウ）のであって、このような、弁護士会員等の照会の申出を受けた場合に原告がその権限に係る業務の遂行として行う役務の提供と、照会の申出をした弁護士会員等の原告に対する23条照会手数料の支払との間の原告照会手続規則に基づく関係に照らすと、23条照会手数料については、消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すものに当たると認められ、本件において、これと異なる認定判断をすべき特段の証拠ないし事情も見当たらない。

(2) 原告は、23条照会の手続の事務は、消費税法4条1項8号の「事業として」行われたものではない旨を主張するが、法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その性格に照らし、その全てが「事業として」行われるものに該当するものと解され、このことについて、原告に関し異なって解すべき根拠は格別見当たらない。

また、原告は、23条照会手数料が応能負担による会費である旨の主張もするが、上記の主張を採用し難いことは、前記1(2)において述べたとおりである。

3 争点(3)（本件各事務委託金の対価性の有無）について

(1) 認定事実

前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる

ア 本件組合について

(ア) 原告と本件組合は、平成12年4月1日付けで、①本件組合が、本件組合の定款に基づく各種事業の事務を原告に委託すること、②本件組合は、原告に対し、事務委託金（人件費相当分）として年額450万円を支払うこと、③原告は、委託の趣旨に基づき、本件組合の事務を行うことなどが記載された本件事務委託契約書を取り交わした（前提事実(4)ア(イ)）。

(イ) 本件組合が原告に対して上記(ア)の合意に基づき支払う金額は、平成15年度から、従来の年額450万円に400万円を加算して年額850万円となった。上記の400万円は、印刷機やコピー機のリース料、パフォーマンスチャージに相当するものである（前提事実(4)ア(ウ)及び(エ)）。

なお、平成18年2月1日以降、本件組合がコピー機等を借り受ける契約を締結し、そのコピー機を原告も使用し、その使用料を原告が本件組合に払うという仕組みに変更となっている（甲78）。

(ウ) 本件組合の第28期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）、第29期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第30期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の各決算報告書における損益計算書には、いずれも一般管理費中の「事務委託費」として、850万円が計上されており、また、同じく一般管理費中の「給料手当」として、第28期については140万6106円、第29期については142万9448円、第30期については152万0653円が計上されている（乙41ないし43）。

(エ) 原告は平成18年3月27日付けで、原告の事務局の職員であるNに対し、同人を同年4月1日付けで業務・協同組合課の課長に任命し、原告給与規則9条2項に基づき同日付けで基本給を昇格して支給するとともに、同規則15条により役付手当（課長手当）を支給することを内容とする辞令を発した（乙36）。

また、原告は、平成19年5月30日、原告の事務局の職員であるOに対し、同人を同年6月1日付けで業務・協同組合課主任に任命し、原告給与規則の「基本給表適用基準」に基づき同日付けで基本給を昇格して支給するとともに、同規則15条により役付手当（主任手当）を支給することを内容とする辞令を発した（乙38）。

イ 本件協会について

(ア) 原告は、①平成12年5月16日付けで、本件協会との間で、本件協会は平成12年度法律扶助事業（民事法律扶助）の事務を原告に委託すること、本件協会は原告に対して事務委託費（人件費相当分）として年額500万円を支払うこと、原告は委託の趣旨の通り法律扶助事業の事務を行うことなどが記載された「事務委託契約書」と題する文書を取り交わし、その後も、平成13年6月11日付けで、同様の内容の「事務委託契約書」と題する文書を取り交わし、②平成15年6月24日付け、平成16年4月1日付け及び平成17年4月20日付け（2通）で、本件協会の事業に関する事務を行うため原告の人員の確保を求め、支払の趣旨を人件費等の実費の負担金とするほかは、いずれも①とおおむね同様の内容の「人件費等の負担に関する協定書」又は「個人情報の保護及び人件費等の負担に関する協定書」と題する文書を取り交わし、③平成18年5月2日付け（2通）で、人件費等の実費の負担金として合計500万円支払う旨の条項を包含する上記②と同様の内容の本件各協定書を取り交わした（前提事実(4)イ(イ)ないし(オ)）。

(イ) 原告は、平成15年9月18日付けで、Pとの間で、①Pは、本件協会に出向し、A弁護士会館内の本件協会の事務局において法律扶助に関する一切の事柄についての業務を、本件協会のために、その指揮監督に従い誠実にやり、本件協会の指示命令に従い配置転換に応じること、②出向期間は、同日から平成16年9月17日までの1年間とし、出向期間の満了の場合は、契約を更新することができること、③Pは、出向期間中、業務を遂行するにつき本件協会の指揮監督に服すること、④出向期間中の労働条件については、原告とPとの嘱託職員雇用契約書及び本件協会の職員につき定められた条件に従って勤務すること、⑤Pは、業務上の都合により、原告から復職を命じられた場合には、出向期間の経過前であってもこれに応じること、⑥Pは、原告の事務局の業務のうち、原告の会長が指示する業務に従事することが記載された「出向契約書」と題する文書を取り交わした（甲59）。

また、原告は、Pとの間で、平成16年9月18日付け及び平成17年9月18日付けで、出向期間を各同日から1年間とするほかは上記①ないし⑥と同内容の「出向契約書」と題する文書を取り交わした（甲60、61）。

ウ 本件協会等に共通する事項について

(ア) 原告の本件各課税期間に係る各会計年度においては、一般会計の収入の部の「事務委託金」の項目に本件組合からの850万円及び本件協会からの500万円がそれぞれ計上されている（前提事実(4)ア(カ)及びイ(キ)）。

(イ) 原告の事務局職制規則3条2項は、原告の事務局の職員に、本件組合及び本件協会に

関する事項に係る事務を担当させることができる旨を定めている。

なお、平成19年●月●日のC協会の解散に伴い、同規則は同年7月23日に改正され、同項から本件協会が削除された（前提事実(4)ア(オ)及びイ(カ)）。

(ウ) 原告の平成19年6月4日現在の「事務局等職務分担表」では、原告の事務局の「業務・協同組合課」の○を含む職員の担当業務として、本件組合の事務が記載されている（乙39）。

(エ) 原告就業規則及び原告給与規則には、出向者の出向中の身分や給与等に関する規定がない（甲31、32、乙35）。

(オ) 本件組合及び本件協会の事務局は、いずれも原告の弁護士会館内の原告の事務局と同じ空間に併設されていた（甲77、78、83）。

(2) 検討

ア 本件組合事務委託金について

前提事実(4)及び前記(1)に述べたように、①原告と本件組合との間で平成12年4月1日付けで取り交わされた本件事務委託契約書は、「事務委託契約書」と題され、本件組合がその定款に基づく各種事業の事務を原告に委託することを内容とするものであること、②本件事務委託契約書においては、本件組合は原告に対して「事務委託金（人件費相当分）」として年額450万円を支払うものとされていたこと、③ところで、上記の金額は、平成15年度から年額850万円に改定されたが、その際の本件組合の理事会における審議においては、従前のものを含めて「事務委託金」との名目の下に、コピー機のリース料等の人件費とは異なる要素が考慮されて、単純に400万円を加算することとされたこと、④また、平成18年2月1日以降は原告と本件組合との間におけるコピー機の使用の態様が変更されたが、上記③の金額に変更はなかったこと、⑤その上で、本件各課税期間に係る各会計年度に本件組合が原告に支払った上記の850万円について、原告においては「事務委託金」として、本件組合においては「事務委託費」として、それぞれ計上されていたこと、⑥原告の平成19年6月4日現在の「事務局等職務分担表」（乙39）においては、原告の事務局の「業務・協同組合課」の○を含む職員の担当業務として本件組合の事務が記載されている一方、○に対して同年5月30日に発された辞令（乙38）においては、同課の主任に任命された○に原告給与規則に基づいて給与等を支給する旨が記載されているにとどまり、本件組合への出向に関する記載はなく、このような辞令の記載の在り方は、Nに対して平成18年3月27日に発されたもの（乙36）についても同様であったこと（なお、このような辞令の記載の在り方は、平成11年及び平成14年に原告が事務局の「業務・協同組合チーム」に属するものとされた職員に対して発した他の辞令（甲53ないし57）についても同様であったものである。ちなみに、これらの職員は、平成12年1月1日実施の「A弁護士会事務局事務分掌一覧表」（乙32）、平成14年1月16日現在の「A弁護士会事務局職務分担表」（乙33）、平成15年6月1日現在の「A弁護士会事務局職務分担表」（乙34）、平成18年10月18日現在の「A弁護士会事務局」（乙37）及び平成20年4月1日現在の「A弁護士会事務局」（乙40）においても、原告の事務局の「業務・協同組合チーム」又は「業務・協同総合課」の職員として記載されており、このうち、平成12年1月1日実施の「A弁護士会事務局事務分掌一覧表」（乙32）には「業務・協同組合チーム」の担当業務の一つとして「協同組合全般」が、平成14年1月16日現在の「A弁護士会事務局職務分担表」

(乙33)及び平成15年6月1日現在の「A弁護士会事務局職務分担表」(乙34)には「業務・協同組合チーム」所属の職員の担当業務の一つとして本件組合に係るものが、それぞれ挙げられている。)、⑦原告の事務局職制規則3条2項には、原告の事務局の職員に本件組合に関する事項に係る事務を担当させることができる旨が定められている一方で、同規則(甲30、乙30、31)、原告就業規則(甲31)及び原告給与規則(甲32、乙35)のいずれにも、職員の本件組合への出向に関する定めはなく、他に原告の会則、会規、規則等においてこの点に関する定めがされていることを認めるに足りる証拠はないこと、⑧本件組合の定款(乙25)には原告の職員の本件組合への出向に関する定めはなく、その他の本件組合のいわゆる内部規則等においてこの点に関する定めがされていることを認めるに足りる証拠はないこと等の事情によれば、本件各課税期間において本件組合から原告に対して本件事務委託契約書の定めに基づき支払われた本件組合事務委託金については、原告がその事務局の職員をもって当たさせた本件組合の事務の処理に係る役務の提供の対価として收受されたものと認めるのが相当である。

本件組合事務委託金が消費税法基本通達5-5-10の出向者に係る給与負担金に当たるとする原告の主張については、本件各課税期間においてその主張に沿う事実の存在を的確に裏付ける契約書等の証拠が見当たらないこと等を考慮すると、その指摘する諸点及びそれに一応沿う各種の証拠を勘案しても、いずれも直ちには採用することができない。

イ 本件協会事務委託費について

前提事実(4)及び前記(1)に述べたように、①原告と本件協会との間で平成12年5月16日付け及び平成13年6月11日付けで取り交わされた文書は、いずれも「事務委託契約書」と題され、本件協会が民事法律扶助事業の事務を原告を委託することを内容とするものであること、②上記の各契約書においては、本件協会は原告に対して「事務委託費(人件費相当分)」として年額500万円を支払うものとされていたこと、③原告の平成12年1月1日実施の「A弁護士会事務局事務分掌一覧表」(乙32)においては、原告の事務局の「法律扶助チーム」のQの担当業務として「法律扶助全般」と記載されている一方、同人に対して平成10年3月33日に発された辞令(甲58)においては、同チームの主任に任命する旨が記載されているにとどまり、本件組合への出向に関する記載はないこと(なお、平成14年1月16日現在の「A弁護士会事務局職務分担表」(乙33)及び平成15年6月1日現在の「A弁護士会事務局職務分担表」(乙34)には、本件協会が原告の事務局の他の部署と同等に記載され、所属の職員の担当業務として「法律扶助」が挙げられている。)、④その後、同年から平成18年までの間に、原告と本件協会との間で本件各協定書及びこれとおおむね同内容の各文書が取り交わされたところ、これらには、本件協会は、原告に対し、民事法律扶助事業に関する事務を行うため人員の確保を求め、原告が確保した人員の「人件費等の実費の負担金」として年額500万円を支払う旨が記載されているが、原告における本件協会の事務を行うための人員の確保の在り方について具体的な記載はないこと、⑤その上で、平成19年3月課税期間に係る会計年度に本件協会が原告に支払った上記の500万円について、原告においては、「事務委託金」として計上されていたこと、⑥ところで、原告は、平成15年から平成17年までの間、Pとの間で、「出向契約書」と題する文書(本件出向契約書)を取り交わしたが、平成18年分として同様の契約書が作成されたことを直接に裏付ける証拠は見当たらず、当該時期に対応してされた本件協会から原告に対する支払に

ついで原告の会計上の処理は上記⑤のとおりであったこと、⑦原告の事務局職制規則3条2項には、原告の事務局の職員に本件協会に関する事項に係る事務を担当させることができる旨が定められている一方で、同規則（甲30、乙30、31）、原告就業規則（甲31）及び原告給与規則（甲32、乙35）のいずれにも、職員の本件協会への出向に関する定めはなく、他に原告の会則、会規、規則等においてこの点に関する定めがされていることを認めるに足りる証拠はないこと、⑧C協会の寄附行為（乙44）には原告の職員の本件協会への出向に関する定めはなく、その他のC協会又は本件協会のいわゆる内部規則等においてこの点に関する定めがされていたことを認めるに足りる証拠はないこと等の事情によれば、本件協会が平成19年●月に解散する直前の時期に対応する平成19年3月課税期間において本件協会から原告に対して支払われた本件協会事務委託費については、原告がその事務局の職員をもって当たさせた本件協会の事務の処理に係る役務の提供の対価として收受されたものと認めるのが相当である。

本件協会事務委託費が消費税法基本通達5-5-10の出向者に係る給与負担金に当たるとする原告の主張については、上記⑥のように原告とその職員との間で本件出向契約書が取り交わされているものの、本件協会から支払われた金銭の原告の会計上の取扱いについては、前記アで述べた本件組合事務委託金におけると同様に「事務委託金」とされ（上記⑤）、これは、上記①の「事務委託契約書」の内容に沿った取扱いがその後も踏襲されていたことを推認させるものであるほか、原告と本件協会との間で取り交わされた本件各協定書等をもって原告の事務局の職員の本件協会への出向に係るものと直ちには認め難いことは、上記④及び⑤に述べた事情に照らして明らかであり、他に本件協会と当該職員との間で原告の主張に沿う契約書等が作成された等の事実の存在を的確に裏付ける証拠が見当たらないこと等も考慮すると、その指摘する諸点及びそれに一応沿う各種の証拠を勘案しても、やはりいずれも直ちには採用することができないというべきである。

ウ そうすると、本件各事務委託金については、消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すものに当たると認められ、本件において、これと異なる認定判断をすべき特段の証拠ないし事情は見当たらない。

4 争点(4) (司法修習委託金の対価性の有無) について

(1) 認定事実

前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 司法修習委託金は、最高裁判所から地方裁判所支出官宛てに予算が示達され、司法修習生研修委託費との名称により、弁護士会において司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるためのものとして、弁護士会で修習する人員分が示達される（前提事実(5)イ(ア)）。

イ 原告に係る司法修習委託金のうち平成18年度分ないし平成20年度分については、司法研修所事務局長から原告の会長宛てに「司法修習生研修委託費の予算について（通知）」と題する書面が送付され、司法修習生1人につき6万0600円として「司法修習生研修委託費」の予算額が通知され、いずれも、原告の会長による京都地方裁判所長宛ての請求に基づき、取扱官署を京都地方裁判所として「司法修習生研修委託費」との支払事由により支払がされた（前提事実(5)）。

ウ 本件各課税期間に係る原告の会計年度においては、司法修習委託金は、いずれも特別会計

である司法修習委員会会計の収入の部の「司法修習委託金」の科目に計上されている（甲50の1ないし3、乙6の2、7の2、8の2）。

なお、上記の会計年度における司法修習委員会会計の決算にあつては、収入の部において、いずれも前年度繰越金を除き、平成18年度については489万6395円（うち司法修習委託金は442万3800円）、平成19年度については389万1695円（うち司法修習委託金は369万6600円）、平成20年度については502万3587円（うち司法修習委託金は478万7400円）が計上される一方、平成18年度については39万5000円、平成19年度については81万円、平成20年度については77万円を一般会計への繰出金として支出の部に計上した上で、次年度繰越金として、平成18年度については454万5442円、平成19年度については507万7597円、平成20年度については612万3658円を計上している（甲50の1ないし3、乙6の2、7の2、8の2）。

(2) 検討

ア 裁判所法において、司法修習生は、司法試験に合格した者の中から最高裁判所が命じ（裁判所法66条1項）、最高裁判所に設置された司法研修所は、司法修習生の修習に関する事務を取り扱い（同法14条）、司法修習生の修習及び修習をした後の試験に関する事項は、最高裁判所が定めるものとされているほか、（同法67条1項、3項）、所定の事由があるときは最高裁判所は司法修習生を罷免することができるものとされている（同法68条）。

また、司法修習生に関する規則においては、修習に関し、修習の全期間を通じて司法研修所長が司法修習生を統轄するものとされており（同規則1条）、実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託してこれを行わせしめ（同規則7条1項）、最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託し（同規則8条）、実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない（同規則9条1項）、司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる（同条2項）ものとされている。

以上のように、司法修習生の修習は、最高裁判所の定めた規則に基づく制度として、司法修習生の任免権を有する最高裁判所に設置された司法研修所の所長による修習の全期間を通じての司法修習生の統轄の下に行われるものであって、そのうち実務修習は、我が国における権力の分立の原則や弁護士会の自治に採る法制等を踏まえ、司法研修所長から地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に対する委託により行われるものであると認められる。

そして、司法修習委託金は、前提事実(5)イに述べたとおり、司法修習生研修委託費との名称により、弁護士会において司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるためのものであり、司法研修所長から委託を受けた弁護士会において修習する司法修習生の人数に応じた予算が地方裁判所支出官宛てに示達され、当該弁護士会の会長から当該地方裁判所の所長宛てに請求がされて、その支払がされる運用がされてきているのであって、既に述べた弁護士会に対する委託を内容に含む司法修習生の修習に関する制度を前提として、上記のような国の予算の執行がされているものである一方、上記の委託を受けた弁護士会がその会長による請求により支払を受けた司法修習委託金については、上記(1)ウに述べた原告の例にみられるように、特別会計である司法修習委員会会計にその収入の大部分を占めるものと

して計上されるものの、その支出に関し、一般会計への繰出金として次年度への繰越金とは別に処理することもあるものとされているものである。

以上に述べたような、司法研修所長の委託を受けて原告が行う司法修習生の修習に関する役務の提供と、当該委託の存在を前提に原告の会長の請求に応じてされる司法修習委託金の支払との間の最高裁判所の規則の定める司法修習生の修習に関する制度及びその運用に基づく関係に照らすと、司法修習委託金については、消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎を成すものに当たると認められ、本件において、これと異なる認定判断をすべき特段の証拠ないし事情は見当たらない。

イ 原告は、消費税法における「対価を得て行われる役務の提供」とは「双務契約」関係の意味であるとした上で、司法修習委託金については、その支払の有無及び金額について、原告を含む弁護士会と司法研修所又は国の機関である最高裁判所との間で合意されるものではなく、予算として一方から示達されるだけである等として、原告による役務の提供は強制に基づくものであり、司法修習委託金との間に対価関係は成立しない旨を主張する。

しかしながら、消費税法2条1項8号は、「資産の譲渡等」として、前記1(2)に掲げたとおり定めるにとどまり、その文言上、事業者が收受する金銭等が対価に当たるか否かの判断に当たり、契約又は合意に基づくものであることを要すると解することは困難であり、既に述べた司法修習委託金の收受に係る事情に照らすと、上記の原告の主張は採用することができない。

ウ また、原告は、司法修習委託金が消費税法基本通達5-2-15の「特定の政策目的の実現を図るための給付金」に当たるとし、対価性を欠く旨主張する。

しかしながら、前記アのとおり、司法修習委託金は弁護士会において弁護実務修習の指導に要する経費に充てるものとされており、それが収入の部に計上される原告の司法修習委員会会計からは当該会計年度の当該会計の他の収入（前年度からの繰越金を除く。）を超える金額が一般会計への繰出金として次年度への繰越金とは別に処理されていること（前記(1)ウ）も併せ鑑みると、上記の原告の主張は採用することができない。

エ さらに、原告は、司法修習委託金は、消費税法基本通達5-2-10の「事業について生ずることとなる損失の補てんに充てるものとして交付を受ける」ものに該当するので、課税から除外される旨主張するが、原告の指摘する通達の定めは、消費税法施行令2条2項に定める土地収用法等の規定に基づく所有権等の収用の場合に係る補償金について改めるものであり、本件とは事案を異にする上、前記ウに述べた司法修習委託金の会計上の処理にも照らすと、上記の原告の主張も採用することができない。

5 総括

以上に述べたところのほか、証拠（乙1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、本件各更正処分等は適法なものと認めるのが相当である。

第4 結論

以上の次第であって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判官 石村 智
裁判官 品川 英基

(別紙1)

当事者目録

原告	A 弁護士会
同代表者会長	B
同訴訟代理人弁護士	関戸 勉 水野 武夫 山本 洋一郎 三木 義一 藤田 耕司 塚本 誠一 山村 忠夫 谷口 忠武 松浦 正弘 山名 隆男 三重 利典 藤田 正樹 浜垣 真也 森田 雅之 川口 直也 田辺 保雄 田中 茂 長野 浩三 石川 泰久 矢野 計介 四方 奨 宮崎 純一 戸田 洋平 田中 晶国 松本 素彦 佐藤 正明
同補佐人税理士	久保田 博之
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	谷垣 禎一 中京税務署長 青山 修三
同指定代理人	小山 綾子 小柳 誠 北濱 基紀 平田 理 和田 将紀

木村 快
長田 光弘
森 正士
猪俣 知也
原田 久
一橋 直美

関係法令等の定め概要

1 消費税法

- (1) 消費税法2条(定義)1項4号は、同法において、「事業者」とは、個人事業者及び法人をいう旨を定めている。
- (2) 消費税法2条1項8号は、同法において、「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。)をいう旨を定めている。
- (3) 消費税法2条1項9号は、同法において、「課税資産の譲渡等」とは、資産の譲渡等のうち、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう旨を定めている。
- (4) 消費税法4条(課税の対象)1項は、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する旨を定めている。
- (5) 消費税法5条(納税義務者)1項は、事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある旨を定めている。
- (6) 消費税法6条(非課税)1項は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、同法別表第一に掲げるものには、消費税を課さない旨を定めている。
- (7) 消費税法28条(課税標準)1項本文は、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。)とする旨を定めている。

2 消費税法施行令

- (1) 消費税法施行令2条(資産の譲渡等の範囲)2項は、事業者が、土地収用法その他の法律の規定に基づいてその所有権その他の権利を収用され、かつ、当該権利を取得する者から当該権利の消滅に係る補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする旨を定めている。
- (2) 消費税法施行令2条3項は、資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする旨を定めている。

3 消費税法基本通達(平成7年12月25日付け課消2-25ほか4課共同国税庁長官通達。甲64、乙10、70)

- (1) 消費税法基本通達5-1-1は、消費税法2条1項8号に規定する「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう旨を定めるとともに、(注)2において、法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その全てが、「事業として」に該当する旨を定めている。
- (2) 消費税法基本通達5-1-2は、消費税法2条1項8号に規定する「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」とは、資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいうから、無償による資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、資産の譲渡等に該当しないことに留意する旨を定めている。

- (3) 消費税法基本通達5-2-10は、消費税法施行令2条2項（資産の譲渡等の範囲）に規定する「補償金」とは、同項の規定により譲渡があったものとみなされる収用の目的となった所有権その他の権利の対価たる補償金（以下5-2-10において「対価補償金」という。）をいうのであり、当該補償金の収受により権利者の権利が消滅し、かつ、当該権利を取得する者から支払われるものに限られるから、（一）から（四）までに掲げる補償金は、対価補償金に該当しないことに留意する旨を定め、（一）において、対価補償金に該当しない補償金として、事業について減少することとなる収益又は生ずることとなる損失の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金を掲げている。
- (4) 消費税法基本通達5-2-15は、事業者が国又は地方公共団体等から受ける奨励金若しくは助成金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律2条1項に掲げる補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する旨を定めている。
- (5) 消費税法基本通達5-5-1は、消費税法2条1項8号に規定する「役務の提供」には、弁護士によるその専門的知識、技能等に基づく役務の提供がこれに含まれる旨を定めている。
- (6) 消費税法基本通達5-5-3は、同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等については、当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものについて、継続して、同業者団体、組合等が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その会費等を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしている場合には、これを認める旨を定めるとともに、（注）1において、同業者団体、組合等がその団体としての通常の業務運営のために経済的に要する費用をその構成員に分担させ、その団体の存立を図るといふようないわゆる通常会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものとして取り扱って差し支えない旨を、（注）2において、名目が会費等とされている場合であっても、それが実質的に出版物の購読料、映画・演劇等の入場料、職員研修の受講料又は施設の利用料等と認められるときは、その会費等は、資産の譲渡等の対価に該当する旨を定めている。
- (7) 消費税法基本通達5-5-10は、事業者の使用人が他の事業者に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元事業者（出向者を出向させている事業者をいう。以下同じ。）が支給することとしているため、出向先事業者（出向元事業者から出向者の出向を受けている事業者をいう。以下同じ。）が自己の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金」という。）を出向元事業者に支出したときは、当該給与負担金の額は、当該出向先事業者におけるその出向者に対する給与として取り扱う旨を定めている。
- (8) 消費税法基本通達5-5-11は、労働者の派遣（自己の雇用する労働者を当該雇用関係の下に、かつ、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために労働に従事させるもので、当該他の者と当該労働者との間に雇用関係のない場合をいう。）を行った事業者が当該他の者から収受する派遣料等の金銭は、資産の譲渡等の対価に該当する旨を定めている。

4 弁護士法等

- (1) 弁護士法23条の2（報告の請求）は、その1項前段において、弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求

めることを申し出ることができる旨を定め、その2項において、弁護士会は、同条1項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めている。

(2) 弁護士法30条の21（弁護士の義務等的規定の準用）は、同法20条1項及び2項、21条、22条、23条の2、24条並びに27条から29条までの規定は、弁護士法人について準用する旨を定めている。

(3) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条（弁護士法の準用等）1項は、弁護士法23条から30条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する旨を定めている。

5 裁判所法

裁判所法67条（修習・試験。平成16年法律第163号による改正前のもの。以下同じ。）

1項は、司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える旨を定め、同条3項は、同条1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める旨を定めている。

6 司法修習生に関する規則の定め

(1) 司法修習生に関する規則1条（統轄）は、司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する旨を定めている。

(2) 司法修習生に関する規則7条（実務修習の委託）1項は、実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる旨を定めている。

(3) 司法修習生に関する規則8条（監督の委託）は、最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する旨を定めている。

(4) 司法修習生に関する規則9条（連絡義務等）1項は、実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない旨を定め、同条2項は、司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる旨を定めている。

7 司法修習生指導要綱の定め（乙48）

司法研修所が主管する司法修習については、平成18年4月から、①法科大学院を修了して新司法試験に合格し、司法修習生に採用された者に対する修習（以下「新修習」という。）と、②平成17年以前に実施された司法試験の合格者、平成18年以降に実施される旧司法試験の合格者及び高等試験司法科試験合格者で司法修習生に採用された者に対する修習（以下「旧修習」という。）が実施されており、最高裁判所は、上記各修習について、以下のとおり指導要綱を定めている。

(1) 新修習について

最高裁判所は、司法修習生指導要綱（甲）（以下「本件新要綱」という。）及び分野別実務修習における各分野の指導準則（平成18年4月1日付け司研企第791号地方裁判所長、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長宛て司法研修所長通知）並びに選択型実務修習の運用ガイドライン（同年9月26日付け司研企第2386号地方裁判所長、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長宛て司法研修所長通知）において、修習を委託された弁護士会

における実務修習の構成等、分野別実務修習の指導目標、指導方法並びに指導の範囲及び方針等の選択型実務修習の指導内容及び指導方法等を具体的に定めている（本件新要綱第1章第3並びに第2章第1の4(3)及び第2、分野別実務修習における各分野の指導準則第3、選択型実務修習の運用ガイドライン第1）。そして、実務修習の委託をした司法研修所と、委託を受けた配属庁会（修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会をいう。以下同じ。）との間の連絡等（司法修習生に関する規則9条参照）については、「司法研修所と、各配属庁会の指導担当者とは、相互に緊密に連絡を取り、また司法修習の指導の在り方に関する協議会を開くこと等により、実務修習と、集合修習が相互により有機的に連携するものとなるよう配慮する。」（本件新要綱第1章第5）、「配属庁会においては、司法修習生の指導に関して相互に連絡を取り、また司法研修所と緊密な連携を保つため、配属地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。司法修習生指導連絡委員会は、修習の効果を上げるため、分野別実務修習の内容、順序、選択型実務修習の実施、修習に関する費用の使用方法等について連絡協議する。」（本件新要綱第1章第6）と定めている。

(2) 旧修習について

最高裁判所は、司法修習生指導要綱（乙）（平成17年12月20日付け司研企第3675号地方裁判所長、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長宛て司法研修所長通知。以下「本件現行型要綱」といい、「本件新要綱」と併せて「本件各要綱」という。）において、修習を委託された弁護士会における実務修習の指導目標、指導方法、指導の方針及び範囲を具体的に定めている（本件現行型要綱第2章第3節第2）。そして、司法研修所と配属庁会との間の連絡等については、「司法研修所は、毎年適当な時期に、各配属庁会の指導担当者を招集して司法修習生指導担当者協議会を開き、司法修習生の修習指導の運営に関する事項について協議を行う。」（本件現行型要綱第1章第6）、「配属庁会は、指導に関して相互に連絡を取り、また、司法研修所と緊密な連絡を保つため、配属地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。司法修習生指導連絡委員会は、修習の効果を上げるため、修習の内容、修習の順序、修習に関する費用の使用方法、見学の実施等について連絡協議する。」（本件現行型要綱第1章第7）と定めている。

(別紙3)

本件各更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件各更正処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、別表1-1、同1-2及び同1-3の各「更正処分」欄の「課税標準額」、「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」記載のとおりであり、各金額の根拠は、次のとおりである（なお、この別紙において、以下に掲げる順号は、別表2-1、同2-2及び同2-3のものである。）。

ア 消費税

(ア) 課税標準額（別表2-1、同2-2及び同2-3の各①欄）

平成19年3月課税期間	1億7634万2000円
平成20年3月課税期間	1億9113万4000円
平成21年3月課税期間	2億0162万2000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算し、国税通則法（以下「通則法」という。）

118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

a 確定申告における課税標準額

次の金額は、原告が、中京税務署長に対し、平成19年5月31日付けで提出した平成19年3月課税期間分の消費税等の確定申告書（乙1）、平成20年5月29日付けで提出した平成20年3月課税期間分の消費税等の確定申告書（乙2）及び平成21年5月28日付けで提出した平成21年3月課税期間分の消費税等の確定申告書（乙3）に記載された課税標準額である（ただし、1000円未満の端数金額を切り捨てる前のもの。上記各確定申告書の各付表2「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄）。

平成19年3月課税期間	1億2556万3569円
平成20年3月課税期間	1億3100万9224円
平成21年3月課税期間	1億3244万1115円

b 上記aの課税標準額に加算すべき金額

次の金額は、課税標準額に加算すべき金額であるところ、本件各確定申告における課税標準額に含まれていなかったものであり、別表3「本件受任事件負担金等」の各「計」（税抜き）欄に記載された金額である（別表3「本件受任事件負担金等」の内訳は、後記(2)アにおいて述べる。）。

平成19年3月課税期間	5077万9412円
平成20年3月課税期間	6012万5628円
平成21年3月課税期間	6918万1396円

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表2-1、同2-2及び同2-3の各②欄）

当該金額は、上記(ア)の課税標準額に消費税法29条（平成24年法律第68号による改正前のもの）に規定する税率100分の4を乗じて算出した金額である。

平成19年3月課税期間	705万3680円
平成20年3月課税期間	764万5360円

平成21年3月課税期間

806万4880円

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表2-1、同2-2及び同2-3の各③欄)

a 原告は、消費税法別表第三に掲げる法人であり、本件各課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（ただし、消費税法施行令75条1項（平成25年政令第167号による改正前のもの）で定める収入を除く。以下「特定収入」という。）があり、かつ、資産の譲渡等の対価の額の合計額に特定収入の合計額を加算した金額のうちに特定収入の合計額の占める割合が5パーセントを超えている（同条3項）。したがって、原告が、本件各課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額（消費税法30条2項（平成23年法律第82号による改正前のもの）に規定する課税仕入れ等の税額）の合計額（控除対象仕入税額）は、課税仕入れ等の税額の合計額から、次の(a)と(b)を合計した金額（消費税法施行令75条4項1号（平成25年政令第56号による改正前のもの。以下同じ。）を控除した金額となる（消費税法60条4項）。

(a) 当該課税期間における特定収入のうち法令等において課税仕入れに係る支払対価の額又は課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている部分の合計額に105分の4を乗じて計算した金額（消費税法施行令75条4項1号イ）

(b) 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から上記①に掲げる金額を控除した残額に、当該課税期間における調整割合（当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該課税期間における課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額を加算した金額のうちに当該課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（消費税法施行令75条4項1号ロ）

b 次の金額は、上記のとおり計算した本件各課税期間に係る原告の控除対象仕入税額であり、具体的計算方法は、別表4ないし別表6のとおりである。

平成19年3月課税期間

329万4689円

平成20年3月課税期間

258万8306円

平成21年3月課税期間

379万0706円

(エ) 納付すべき消費税額 (別表2-1、同2-2及び同2-3の各④欄)

当該金額は、上記(イ)の課税標準額に対する消費税額から上記(ウ)の控除対象仕入税額を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

平成19年3月課税期間

375万8900円

平成20年3月課税期間

505万7000円

平成21年3月課税期間

427万4100円

イ 地方消費税

(ア) 地方消費税の課税標準額 (別表2-1、同2-2及び同2-3の各⑤欄)

当該金額は、地方税法72条の82の規定により、前記ア(エ)の金額と同額である。

(イ) 納付すべき譲渡割額 (別表2-1、同2-2及び同2-3の各⑥欄)

当該金額は、上記アの地方消費税の課税標準額に、地方税法72条の83（平成24年法律第69号による改正前のもの）に規定する税率100分の25を乗じ、同法20条4の2第3項本文の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

平成19年3月課税期間	93万9700円
平成20年3月課税期間	126万4200円
平成21年3月課税期間	106万8500円

(2) 課税標準額に加算すべき金額の内訳

本件各課税期間に係る本件各確定申告の申告書に記載された課税標準額（前記(1)ア(ア) a の金額）に加算すべき金額（別表3「本件受任事件負担金等」における（税抜き）の列に記載の各金額）の内訳は、以下のとおりである。

なお、いずれについても、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」（消費税法2条1項8号）における対価に該当するから、同法4条1項の課税の対象に係るものとなる。

ア 本件各規程に基づき原告の弁護士会員が支払うべき負担金（以下「本件受任事件負担金」という。）

(ア) 法律相談センター受任事件負担金

次の金額は、法律相談センターにおいて、①紹介の申込み等に基づき紹介された弁護士会員が、申込者から事件等を受任しあるいは申込者と顧問契約を締結した場合に、当該弁護士会員が原告に対し支払わなければならない負担金又は②法律相談を担当した弁護士会員が、相談者の依頼等により自ら事件を受任した場合に、当該弁護士会員が原告に対し支払わなければならない負担金（以下、上記①及び②を併せて「法律相談センター受任事件負担金」という。）として、原告が弁護士会員から受領した金員である（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）、2007年度（平成19年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙7の1）及び2008年度（平成20年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙8の1）の各「収入の部」、「3. 法律相談センター収入」中の「(5)受任事件負担金」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）。

平成19年3月課税期間	945万8453円
平成20年3月課税期間	889万0413円
平成21年3月課税期間	909万2970円

(イ) 当番弁護士受任事件負担金

次の金額は、刑弁センターにおいて、当番弁護士が当該事件を受任した場合に原告に支払わなければならない負担金（以下「当番弁護士受任事件負担金」という。）として、原告が弁護士会員から受領した金員である（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）、2007年度（平成19年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙7の1）及び2008年度（平成20年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙8の1）の各「収入の部」、「7. 刑事弁護・少年等付添センター収入」又は「6. 刑事弁護・少年等付添センター収入」中の「(3)当番受任事件負担金」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）。

平成19年3月課税期間	240万5198円
-------------	-----------

平成20年3月課税期間	172万2329円
平成21年3月課税期間	218万0885円

(ウ) 消・サラセンター受任事件負担金

次の金額は、消費者・サラ金被害救済センターにおいて、相談を担当した弁護士会員が当該事件を受任した場合に原告に対し支払わなければならない負担金（以下「消・サラセンター受任事件負担金」という。）として、原告が弁護士会員から受領した金員である。

- a 消費者受任事件負担金（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）及び2007年度（平成19年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙7の1）の各「収入の部」「4.消費者・サラ金被害救済センター収入」中の「(4)消費者受任事件負担金」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）

平成19年3月課税期間	119万8219円
平成20年3月課税期間	13万7619円

- b サラ金受任事件負担金（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）、2007年度（平成19年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙7の1）及び2008年度（平成20年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙8の1）の各「収入の部」「4.消費者・サラ金被害救済センター収入」中の「(2)サラ金受任事件負担金」又は「(3)サラ金受任事件負担金」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）

平成19年3月課税期間	1181万1069円
平成20年3月課税期間	2726万4220円
平成21年3月課税期間	3302万0495円

(エ) 高齢者等支援センター受任事件負担金

次の金額は、高齢者等支援センターにおいて、同センターの行う事業（専門法律相談業務、財産管理支援業務、介護・福祉支援業務、精神保健支援業務等）につき、事件を受任したり弁護士報酬を受領するなどした場合に原告に対し支払わなければならない負担金（以下「高齢者等支援センター受任事件負担金」という。）として、原告が弁護士会員から受領した金員である（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）の「収入の部」「5.高齢者・障害者支援センター収入」中の「(3)受任事件負担金」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）。

平成19年3月課税期間	16万1904円
-------------	----------

イ 23条照会手数料

次の金額は、23条照会を原告が行う際に、当該照会の申出をした弁護士会員等が原告に対し支払わなければならない23条照会手数料として、原告が弁護士会員等から受領した金員である（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）、2007年度（平成19年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙7の1）及び2008年度（平成20年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙8の1）の各「収入の部」「10.雑収入」又は「9.雑収入」中の「(1)照会手数料」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）。

平成19年3月課税期間	867万4285円
-------------	-----------

平成20年3月課税期間	1049万5238円
平成21年3月課税期間	1223万2380円

ウ 本件各事務委託金

(ア) 本件組合事務委託金

次の金額は、原告が本件組合から各種事務の委託を受けていることに基づき本件組合が原告に支払う事務委託金（以下「本件組合事務委託金」という。）として、原告が本件組合から受領した金員である（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）、2007年度（平成19年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙7の1）及び2008年度（平成20年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙8の1）の各「収入の部」「8. 事務委託金」又は「7. 事務委託金」中の「(2) A弁護士協同組合から」又は「(1) A弁護士協同組合から」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）。

平成19年3月課税期間	809万5238円
平成20年3月課税期間	809万5238円
平成21年3月課税期間	809万5238円

(イ) 本件協会事務委託費

次の金額は、原告が本件協会から法律扶助事業の事務の委託を受けていること等に基づき本件協会が原告に支払う事務委託費及び人件費等の実費の負担金（以下「本件協会事務委託費」といい、本件組合事務委託金と併せて「本件各事務委託金」という。）として、原告が本件協会から受領した金員である（2006年度（平成18年度）A弁護士会一般会計収支決算案（乙6の1）の「収入の部」「8. 事務委託金」中の「(1) (財) C協会A支部から」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）。

平成19年3月課税期間	476万1904円
-------------	-----------

エ 司法修習委託金

次の金額は、司法研修所長からの司法修習生の実務修習の委託に基づき、弁護士会における司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるための費用として原告に支払われる司法修習生研修委託費として、原告が受領した金員である（2006年度（平成18年度）A弁護士会特別会計収支決算案（乙6の2）、2007年度（平成19年度）A弁護士会特別会計収支決算案（乙7の2）及び2008年度（平成20年度）A弁護士会特別会計収支決算案（乙8の2）の各「1. 司法修習委員会会計」「収入の部」中の「1. 司法修習委託金」欄の決算額記載の金額の105分の5に相当する金額を控除した金額）。

平成19年3月課税期間	421万3142円
平成20年3月課税期間	352万0571円
平成21年3月課税期間	455万9428円

(2) 本件各更正処分 of 適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件各課税期間における課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、前記(1)のとおり、①平成19年3月課税期間については、課税標準額が1億7634万2000円（前記(1)ア(ア))、納付すべき消費税額が375万8900円（前記(1)ア(エ))、納付すべき譲渡割額が93万9700円（前記(1)イ(イ))、②平成20年3月課税期間については、課税標準額が1億9113万4000円（前記(1)ア(ア))、納付すべき

消費税額が505万7000円（前記(1)ア(エ)）、納付すべき譲渡割額が126万4200円（前記(1)イ(イ)）、③平成21年3月課税期間については、課税標準額が2億0162万2000円（前記(1)ア(ア)）、納付すべき消費税額が427万4100円（前記(1)ア(エ)）、納付すべき譲渡割額が106万8500円（前記(1)イ(イ)）である。

これらの金額は、本件各更正処分における各課税標準額並びに納付すべき税額（消費税額及び譲渡割額）とそれぞれ同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

前記1のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告していたことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」も存在しないことから、本件各更正処分に伴い、以下の過少申告加算税が課される。

ア 平成19年3月課税期間 12万9000円

上記の金額は、通則法65条1項並びに地方税法附則9条の4第2項及び9条の9に基づき、平成19年3月課税期間の更正処分によって新たに納付すべき消費税等の合算額（別表2-1⑧）129万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に100分の10の割合を乗じた金額である。

イ 平成20年3月課税期間 19万4000円

上記金額は、通則法65条1項並びに地方税法附則9条の4第2項及び9条の9に基づき、平成20年3月課税期間の更正処分によって新たに納付すべき消費税等の合算額（別表2-2⑧）194万円に100分の10の割合を乗じた金額である。

ウ 平成21年3月課税期間 17万7000円

上記金額は、通則法65条1項並びに地方税法附則9条の4第2項及び9条の9に基づき、平成21年3月課税期間の更正処分によって新たに納付すべき消費税等の合算額（別表2-3⑧）177万円に100分の10の割合を乗じた金額である。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

上記(1)のとおり、被告が本件訴えにおいて主張する本件各課税期間の過少申告加算税の額は、それぞれ、平成19年3月課税期間について12万9000円、平成20年3月課税期間について19万4000円、平成21年3月課税期間について17万7000円であるところ、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額は、上記の各金額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

以 上

別表1-1 平成19年3月課税期間更正処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額 ①	納付すべき地方消費税額 ②	納付すべき消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税の額	
確定申告	平成19年5月31日	125,563,000	2,296,864	2,725,600	681,400	3,407,000	—	
更正決定	平成22年5月26日	176,342,000	3,294,689	3,758,900	939,700	4,698,600	129,000	
異議申立て	平成22年7月23日	125,563,000	2,296,864	2,725,600	681,400	3,407,000	0	
異議決定	平成22年9月9日	棄 却						
審査請求	平成22年10月14日	125,563,000	2,296,864	2,725,600	681,400	3,407,000	0	
審査裁決	平成23年9月2日	棄 却						

別表1-2 平成20年3月課税期間更正処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額 ①	納付すべき地方消費税額 ②	納付すべき消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税の額	
確定申告	平成20年5月29日	131,009,000	1,738,871	3,501,400	875,300	4,376,700	—	
更正決定	平成22年5月26日	191,134,000	2,588,306	5,057,000	1,264,200	6,321,200	194,000	
異議申立て	平成22年7月23日	131,009,000	1,738,871	3,501,400	875,300	4,376,700	0	
異議決定	平成22年9月9日	棄 却						
審査請求	平成22年10月14日	131,009,000	1,738,871	3,501,400	875,300	4,376,700	0	
審査裁決	平成23年9月2日	棄 却						

別表1-3 平成21年3月課税期間更正処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額 ①	納付すべき地方消費税額 ②	納付すべき消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税の額	
確定申告	平成21年5月28日	132,441,000	2,439,765	2,857,800	714,400	3,572,200	—	
更正決定	平成22年5月26日	201,622,000	3,790,706	4,274,100	1,068,500	5,342,600	177,000	
異議申立て	平成22年7月23日	132,441,000	2,439,765	2,857,800	714,400	3,572,200	0	
異議決定	平成22年9月9日	棄 却						
審査請求	平成22年10月14日	132,441,000	2,439,765	2,857,800	714,400	3,572,200	0	
審査裁決	平成23年9月2日	棄 却						

別表 2-1 ~ 2-3 及び 3 ~ 6 省略